

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

公益社団法人日本サードセクター経営者協会(24通1災)

団体代表者 役職・氏名

田島誠一

法人番号

8011005003327

申請団体の住所

東京都大田区大森北二3番15号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割
一般社団法人こども女性ネット東海	秋山則子	非幹事団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締
2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
3 コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）（４）の事項等

- (1)欠格事由について

欠格事由について確認しました
- (2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました
- (3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました
- (4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

４．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

----- 4.事業情報の登録・事業県連書類の提出 -----

事業名

多様性に配慮できる任意の小規模避難所開設支援

複数選択

災害支援事業_
①防災・減災支援_

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	多様性に配慮できる任意の小規模避難所開設支援			
	事業名（副）	こどもと女性目線で誰一人取り残さない次のステップの地域防災へ			
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		④災害支援事業			
事業の種類2		①~1全国ブロック			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

○

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

①

経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

②

日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

③

社会課題の解決を担う若者の能力開発支援

○

⑨ その他

○

(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④

働くことが困難な人への支援

○

⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

⑥

女性の経済的自立への支援

○

⑨ その他

○

(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑦

地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

○

⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

○

⑨ その他

その他の解決すべき社会の課題

災害発災後できるだけ早く日常に戻し、安全だけでなく、安心な被災者支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	緊急時・災害時声を上げにくい妊婦・乳幼児・こども・女性の命を守るために、男性目線だけでなく、こどもと女性目線で平常時の防災・減災の活動や災害発災後もこどもや女性の声を聞き安全だけでなく、安心をつくる活動である。災害発災後の避難所運営や復旧・復興期の様々な課題を女性が主体的に解決していくことの応援にもなる。平常時だけでなく災害時のジェンダー平等を推進するものである。
11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	南海トラフが想定される東海地域において、間接死を亡くすために、安心に暮らすことができる避難生活を保障するものである。地域で任意の小規模避難所開設の準備をしていくことは地域のかたが自分事として避難生活のことを考え、その後の新たな地域づくりにも参画していくことになる。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	168/200字
サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言すること)により、我が国が直面する様々な社会的課題の解決に向けて、サードセクターをはじめ、企業セクターならびに行政セクターが、各々適切な役割を果たす多元的な社会を実現する。	
(2)団体の概要・活動・業務	191/200字
①つなぐ事業：サードセクター組織の経営者同士が経営課題を話し合う相互援助の場と機会を提供する。 ②伸ばす事業：各種講座・セミナーの開催を通じてサードセクター組織の経営力を向上し、コンサルタントの養成・派遣により次世代の経営者層を育成する。 ③提言事業：サードセクター組織の経営者集団としての立場から各種調査研究活動を実施し、政府・行政や企業、社会に対する提言活動を行う。	

II.事業概要

II.事業概要						国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/10/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	愛知県、岐阜県、三重県		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	任意の小規模避難所を開設した場合の、その施設の日頃の利用者、近隣の方、利用者や近隣の方とつながりのある方					(人数)		50人（避難所で生活される方）×8団体＝400人 200人（近隣の在宅避難の方）×8団体＝1,600人	
最終受益者	東海3県において災害が発生した場合の配慮対象者					(人数)		高齢者（愛知県178万人、三重県53万人） 障がい者（愛知県40万人、三重県10万3000人） 子ども0歳から4歳（愛知県28.4万人、三重県5.9万人） 5歳から9歳（愛知県32.8万人、三重県7万人） 妊婦（愛知4.3万人、三重県9100人）※推定（昨年度出生数×5/6）	
事業概要	子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等の活動をしているNPO等の拠点と人材を活用し、災害発災後任意の小規模避難所として開設できるように準備を行い、民間主体のネットワークをつくる。さらには基礎自治体と連携し、官民連携の体制をつくる。地域や企業との連携も進める。開設の準備段階で地域、企業、基礎自治体との連携体制を構築していく。①各施設や周辺の安全性を専門家と調査し確認する。②受け入れる被災者、スペースの活用についてシュミレーションする。必要に応じ備品や備蓄を準備する。③救援物資の入手ルートの確保④看護師、助産師等専門家との連携体制をつくっておく。必要に応じ協定を締結する。こども女性ネット東海はハーレーサンタCLUB NAGOYAと連携して各避難所にバイクで救援物資を届ける体制をつくる。⑤避難所運営体制をつくる。指定避難所は一般的には避難者の中から避難所運営委員を選ぶことになっているが俄仕込みの体制では緊急時機敏で適正な判断ができない。任意の小規模避難所においては、平常時より男性目線だけでなく、こどもと女性目線で運営体制をつくっていく。⑥地域のとともに含め研修や避難所体験を行う。高齢者、障害者、こども、女性、外国人等の活動をしているNPO等が開設する多様で多彩な任意の小規模避難所が日頃から地域で連携・協力をすることで、災害発災後もインクルーシブな避難所がある地域となるようにしていく。								

598/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
南海トラフ大地震（M8からM9クラス）は、今後30年以内に発生する確率が70から80％である。異常気象の影響により巨大台風、豪雨災害などの危険性も増している。地域住民の災害時対応力が減退し先細っている。高齢者のみ世帯の増加で「要支援者」は増加。基礎自治体は災害の多発で財政の面でも人員の面でも困難。多様な住民への配慮が難しい。避難所運営は男性が中心であり、こどもと女性の目線が必要である。災害発災後、やっとの思いで到達した指定避難所は約200人～500人の人でごった返している。救援物資のおもちゃで遊べば「うるさい」と怒鳴られる。静かに過ごしたい高齢者もみえる。妊婦は少量の出血でも大事に至る。ストレスで母乳がでなくなる。性犯罪の心配もある。こどもは、精神的なストレスで健やかな成長に影響がある。福祉避難所も指定されているが「こども優先」の福祉避難所はわずかしかない。高齢者や障害者、外国人等にも多くの困難がある。指定避難所開設後、福祉避難所が開設されることになっているが人的資源を確保することが難しく開設できない場合が多い。災害発災後の指定避難所は緊急で、なおかつ多くのかたのニーズが優先され、命を守ることで精一杯である。多様性に配慮することは非常に困難である。能登半島地震においても、三か月の赤ちゃんを持つ親がこどもの泣き声が迷惑になるからと車中泊していた例もある。とにかく我慢の連続である。しかし、避難生活が長引くにつれ、こどもや女性、高齢者、障害者にとっては、個々の課題を後回しにすることで深刻な事態になることが多い。2016年4月熊本地震発災10ヵ月後、熊本県は、熊本地震で大きな被害を受けた御船、菊池、阿蘇、宇城保健所管轄の4圏で、55%の親子が「夜泣きが多くなった」「不安だ」などの影響があったと明らかにした。（2月16日熊日新聞朝刊30面）新しい仕組みが必要である。指定避難所だけでなく、多様性に配慮するために、平常時にこどもや、女性、高齢者や障害者への支援をしているNPO等の活動拠点や人材、ネットワーク等を活かす。指定避難所は一般的には体育館である。体育館は食事をし、寝起きするためにつくられた施設ではない。多様性に配慮した環境改善は困難を極める。熊本地震においては余震が長引いたこともあり、車中泊や在宅避難が多かった。災害発災後は、不安であり、誰にも安心な居場所は必要である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	186/200字
基礎自治体は指定避難所のほかに福祉避難所開設できるように事業体を探しているが、人材不足などにより、確保できていない状態である。愛知県高浜市はこども女性ネット東海のシンポジウムにて、保育園が活用できることの注目し、保育園をこどものための福祉避難所に指定したが、その後の広がりはない。小学校の体育館だけが安全で安心な避難所ではないが、大幅な指定避難所の見直しの方向ではない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
JACEVO調査では熊本地震において700カ所開設された。CWNTでは、熊本から自主避難所を開設された熊本学園、やまなみこども園をお招きし、必要性の啓発のためのシンポジウムやセミナーを2017年から毎年開催した。避難所運営リーダー養成講座を行った。専門家とともに任意の避難所開設のためのハンドブックを作成しNPOなどに配布した。避難所体験を行った。基礎自治体に対し福祉避難所などの訪問調査を行った。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	227/200字
福祉避難所が指定できない理由の一つに、場所の問題と人材の確保ができないという課題がある。ところが地域にはその資源がある。「わが地域において、配慮対象者がみえる。災害発災後なんとかしたい」という「困った」をほってはおけないというシーズをまずは大切に。なんとかしたいという人はいる。そのひとたちは不安もある。勇気とチャンスを提供する。「なんとかしたい」という市民の意志を尊重し、その後基礎自治体や他機関との連携体制構築のサポートを伴走支援にて行っていく。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
多様で多彩な配慮が必要な被災者が、災害発災後、食と寝る場所の提供を受けるだけでなく、安全だけでなく、被災者と被災地域のNPOが助け合い安心な避難生活をおくり、できるだけ早く日常を取り戻している。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
任意の小規模避難所の必要性を地域の人や基礎自治体が認識している		任意の小規模避難所が必要だと思っている地域の人の割合 （説明会や避難訓練、セミナーなどの参加者へのアンケート） 任意の小規模避難所が必要だと思っている当該基礎自治体の担当課職員の割合		初期値 0			6 0 % 8 0 %
任意の小規模避難所と指定避難所の連携ができている 任意の小規模避難所と基礎自治体との連携ができている		協定書を結んでいる		0			8 8
任意の小規模避難所を運営できる避難所運営リーダーとサポーターが育っている		避難所運営リーダー数 避難所運営サポーターの数		0			リーダー 1 6 人 サポーター 4 0 人
任意の小規模避難所の開設準備ができている		任意の小規模避難所開設準備ができている施設の数		0			8
保健師、社会福祉士、看護師、保育士、助産師等専門家とのネットワークができている		専門家の登録者数		0			1 0 人 × 8 団体

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が任意の小規模避難所開設のための独自のマニュアルが団体内で活用したり見直ししたりしている。		作成したマニュアルの数 避難所体験の回数		0			8 8
実行団体が基礎自治体、地縁的組織、企業などに提案できるような体制をつくり提案している。		提案回数		0			8回×8団体
実行団体が避難所運営の知識を得ることができ、自らの工夫と地域や企業、基礎自治体との連携で、災害発災後の避難所運営ができるようになっている。		開設できる準備ができている任意の小規模避難所の数		0			8
任意の小規模避難所のネットワークができている。		ネットワークの参加団体数		0			5 0

実行団体の健全なガバナンス体制が構築できている。		規定の数 研修に参加した関係者のうちガバナンス体制が 重要だと思っている割合	0		9 0 %
実行団体が休眠預金助成事業終了後も活動が継続できる 持続可能な収益構造を持っている。		ビジネスモデルシートの数 フルコストの回収を理解している団体の数			1 6 8

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目		時期
実行団体が任意の小規模避難所開設の意味・意義を伝えるフォーラムを実行団体の基礎自治体で開催する。被災地より講師を招き、参加者に災害を自分事としてもらい任意の小規模避難所の必要性を捉えていただき、地域住民と連携・協力をしていただけるような関係をつくっていく。		128/200字
実行団体が任意の避難所として開設する拠点を地域の方知って頂き、その必要性を啓発するために、任意の小規模避難所で防災フェスティバルや避難所体験を行う。災害発災時は地域のかたとともに任意の小規模避難所を運営するために、地域の方が多く参加いただけるように、こどもが主体的に参加できるような楽しい内容とする。任意の小規模避難所のチラシ等を作成する。		171/200字
実行団体が指定避難所と連携をとれるように自主防災組織や自治会等の行事に積極的に参加し、自主防災組織や自治会等関係をつくっていく。		64/200字
実行団体が任意の小規模避難所を運営する人材確保のために、スタッフや関係者、ボランティア希望者に対し、リーダーやサポーターの養成の勉強会やセミナーを開催する。		78/200字
実行団体が地域の方や基礎自治体と連携し、避難所体験を行う。女性が主体的に準備し、運営する。		45/200字
実行団体が関係者を集め勉強会を行い、任意の小規模避難所でどういう人を受け入れるのかを想定しながら、任意の小規模避難所開設に必要な改修や備品、備蓄等の整備を行う。		80/200字
保健師、社会福祉士、看護師、保育士、助産師等専門家とのネットワークをつくるために登録の制度をつくり、勉強会等を開催する。		60/200字
基礎自治体と連携できるように基礎自治体に任意の小規模避難所について説明する。可能であれば協定書を結ぶ。福祉避難所の指定を受けるのではなく、福祉避難所として開設するというハードルを低くし、基礎自治体からの要請があればうけいれれるとすることで、基礎自治体との良好な関係をつくっていく。日頃から基礎自治体開催のセミナーや防災訓練などに積極的に参加し、連携・協力ができそうな関係をつくる。		189/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
任意の小規模避難所開設のための手引きをつくるためのハンドブックを改定し、実行団体に提供する。小学生や中学生でもわかるような文章で作成する。避難所を開設し、通常の業務にどのようにつなげるのかも考える。熊本学園にて自主避難所を開設され、被災者の行く先がきまるまで自主避難所を開設された熊本学園の黒木邦弘氏や岐阜大学の小山真紀氏、清流の国ぎふ女性防災士会会長防災アドバイザー伊藤三枝子氏、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事小山内世喜子にハンドブック改定検討委員会をお願いし、ハンドブックを改定し配布する。		255/200字
改定したハンドブックを活用し、実行団体がオリジナルの任意の小規模避難所の手引書を関係者とともにつくる支援を行う。具体的には、実行団体合同の集合研修と実行団体の関係者を集め、講師をお招きし、ワークショップにて作成していく。遠方からでなく、リアルできていただけるように岐阜大学の小山真紀氏、清流の国ぎふ女性防災士会会長防災アドバイザー伊藤三枝子氏、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード浦野藍氏などに研修やワークに参加頂き、作成していく。		221/200字
地縁的組織や基礎自治体と連携するためのサポートを行う。こども女性ネット東海（以下CWNTという）の関係者は日頃より県や基礎自治体と良好な関係にある。実行団体と地縁的組織や基礎自治体と繋ぎ、ともに提案など行っていく。（必要に応じ協定書などの素案等も提供する）		128/200字
CWNTにて、看護師、保育士、助産師、社会福祉士、臨床心理士、介護士などの情報を集め提供する。日本福祉大学や藤田保健衛生大学、名古屋女子短期大学、愛知学泉大学などとも連携しながら地域の人材を探す。		98/200字
救援物資を届ける体制をつくる。CWNTの事務所は名古屋の北区にあり、国道19号、国道41号、高速道路にアクセスが良く、そこをハブとして配達する。CWNTの代表理事が運営するハーレーサンタCLUBNAGOYAはクリスマスにオレンジのサンタの衣装でバイクに乗り虐待防止のキャンペーン行っている。現在400台の登録がある。任意の小規模避難所単位で配達する担当者を決め、実際に配達する訓練を行う。		194/200字
実行団体間の交流会を行い、任意の小規模避難所開設のための情報や知見の交換の機会を提供する。そしてネットワークをつくり、さらに当該地域で任意の小規模避難所が増えるように活動することを支援する。		95/200字
内閣府防災、男女共同参画局、専門家などを招き、フォーラムを開催し、実行団体の事例報告も行い、広く必要性和有効性を伝える。		60/200字
事例報告の冊子や動画を作成し、実行団体が啓発活動や提案に使えるようにする。		37/200字
組織としての社会的信頼をえるために、実行性の高い規定類等の作成支援を行う。JACEVOの初代の代表理事太田達男に助言してもらう。		64/200字
ガバナンス・コンプライアンスの研修会を行う。		22/200字
ソリー型ロジックモデルシート、ビジネスモデルシートの研修会、作成支援を行う。		38/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	CWNTでは、こどもと女性目線での防災・減災の活動を行っている実績があり、これまでも新聞やテレビに紹介されている。キックオフフォーラムなどを開催し、その様子と募集を記事にしてみよう。これまでのフォーラムやセミナー参加者のメルマガ3000に配信する。各市町村のNPOセンターからはCWNTが能登半島支援を行っていて、そのために寄付や寄贈のお願いに対して協力をいただいているので情報発信をお願いする。	199/200字
連携・対話戦略	CWNTのアドバイザーとして、一般財団法人ダイバーシティ研究所田村太郎氏、聖路加国際大学大学院看護学研究科准教授五十嵐ゆかり氏、ジオ・とよくら技術士事務所豊蔵勇氏とは日頃より連携をとっている。これまでにフォーラムやセミナーなどで防災関係の専門家を招き、基礎自治体や三重県・岐阜県には後援を頂き、報告などにて関係性をつくってきている。FACEBOOKのグループ、ページなどで発信していく。	193/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	JACEVOは公益法人であることから、特定寄付制度をつくり、任意の小規模避難所開設のための寄付を集め他県でも展開できるようにする。今回の実績をもとに政府、愛知県、岐阜県、三重県、市町村への提言活動をすすめる。。三重県においては、申請すると災害発災後の助成金を交付できる制度があるので、CWNTが申請をする。トヨタグループやブラザーなどへ提案をして実際の任意の小規模避難所を見学して頂き提言活動を行う。防災国体などでこの取り組みを広く発信する。できれば研究者と連携して論文を発表する。CWNTは本事業において採択した8団体と連携し、フォーラム等を開催しながら啓発と同時に実施団体を探し、JACEVOと連携して開設できる支援をしていく。HPに任意の小規模避難所のページをつくり活動紹介を行いそこに救援物資やボランティアが応援にきてくれるような仕組みや連携体制をつくる。	382/400字
実行団体	任意の小規模避難所開設準備ができたら、当該基礎自治体と連携し、セミナーや勉強会、拠点を活用した避難所体験などを行い地域や企業の方に案内して継続して関係性をつくり寄付、寄贈やボランティア等応援していただけるようにしていく。公益社団法人日本非常食機構やフードバンクに登録し、セミナー開催のためや備蓄などの防災食や非常食は確保する。家賃は現在事業を展開している拠点を活用するので発生しない。人件費に関しては、避難所開設のための人件費の確保は難しいが、開設の準備ができたあとの人件費は避難所体験や地域や学校などへの避難生活のための備えのなどの講師派遣事業で、講師の謝金を受けたり、防災の物販を販売したり、助成金の活用、及びスポンサーをみつけたりして、ファンドを確保する。	331/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	295/800字
JACEVO:2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援金交付 147社（交付額：263,000,000円） 2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 63社(交付額：157,500,000円)（東北3県の復興起業家支援）、2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社（交付額25,500,000円） CWNT（任意団体の時）:2016年自主事業 熊本地震にて、被災地のこどもの支援をしているNPOへの支援 2社 300,000円、2019年 自主事業 佐賀県内で被災者のこどもへの支援をしているNPOへの支援 3社（100,000円）	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	772/800字
JACEVO:経済産業研究所「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究」（2015年～2018年）、経済産業研究所「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究」（2013年～2015年）、経済産業研究所「日本におけるサードセクターの経営実態と公共サービス改革に関する調査研究」（2011年～2013年）、経済産業研究所「日本におけるサードセクターの全体像とその経営実態に関する調査研究」（2010年～2011年）・埼玉県「平成23年度埼玉県NPO等人材開発支援事業」（2011年）ツリー型ロジックモデルの作成支援をしながら基盤強化支援を行う、岩手県「被災者のコミュニティ形成支援と地域産業である農業の新展開プロジェクト」（2012年）、宮城県「NPO等の経営力強化プロジェクト業務」（2012年）、熊本県「NPO等のマネジメント能力向上支援事業」（2012年～2019年）ツリー型ロジックモデルシート作成支援のコンサルティングを行い、地域の核となるNPOの基盤強化のために伴走支援を行う。・中小企業庁「地域創業促進支援事業」（2014年～2015年）、東京都インキュベーション施設に於けるインキュベーションマネージャー業務（2016年～現在）、東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」に於けるアドバイザー業務（2017年～）融資決定後5年間のハンズオン支援を行う。熊本地震保育士派遣プロジェクト（2017年）熊本地震自主避難所調査（2018年） CWNT:任意の小規模避難所開設のためのハンドブック作成と配布（2023年）防災・減災啓発のためのシンポジウム開催（2017年、2019年、2021年）、防災食体験セミナー（2019年～2023年）避難所開設のための勉強会（2022年）	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	8団体～15団体	101/200字
(2)実行団体のイメージ	保育園、放課後児童ディサービス、放課後児童クラブ、こども食堂、フリースクール、こどもの居場所、高齢者のディサービス、障がい者の就労支援等を実施していて、ある程度自由度の高いスペースを所有しているNPO等	
(3)1実行団体当り助成金額	1000万～2500万	11/200字
(4)案件発掘の工夫	熊本地震や能登半島地震における避難所の実態の報告とともに、避難所運営について学び、任意の小規模避難所の必要性を唱えるファールームやセミナーを開催する。 新聞等にニュースリリースを行う。（中日新聞、読売新聞にはすでにその取り組みをはじめている記事は掲載してもらっている。本格始動のための公募を告知していただく。）	154/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	事業統括責任者 藤岡喜美子 PO (愛知県、岐阜県)、 三重県 藤岡喜美子（全体統括） 事業担当者 会計					
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	4	名	新規採用人数 (予定も含む)	3名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
			既存PO人数	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)	0.2
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンソーシアム内にてダブルチェック体制をつくる。コンプライアンス委員会を双方の理事から選出して設置する。会計に関しては和実がリーダーとなり体制をつくる。理事と事務局員に対して研修会を開催する。JACEVOの山田監事弁護士にコンソーシアム内のチェックをうける。日本非営利評価センターの認証を受ける。					
(4)コンソーシアム利用有無	あり					

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	多様性に配慮できる任意の小規模避難所開設支援	
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	

	助成金
事業費	235,281,000
実行団体への助成	200,000,000
管理的経費	35,281,000
プログラムオフィサー関連経費	27,760,000
評価関連経費	21,749,000
資金分配団体用	11,749,000
実行団体用	10,000,000
合計	284,790,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	65,215,000	69,922,000	70,072,000	30,072,000	235,281,000
実行団体への助成	60,000,000	60,000,000	60,000,000	20,000,000	200,000,000
—					
管理的経費	5,215,000	9,922,000	10,072,000	10,072,000	35,281,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,000,000	7,820,000	7,940,000	8,000,000	27,760,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	17,500,000
その他経費	1,500,000	2,820,000	2,940,000	3,000,000	10,260,000

3. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	5,330,000	6,052,000	5,645,000	4,722,000	21,749,000
資金分配団体用	2,330,000	3,052,000	2,645,000	3,722,000	11,749,000
実行団体用	3,000,000	3,000,000	3,000,000	1,000,000	10,000,000

4. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	74,545,000	83,794,000	83,657,000	42,794,000	284,790,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,100,000	99.1%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

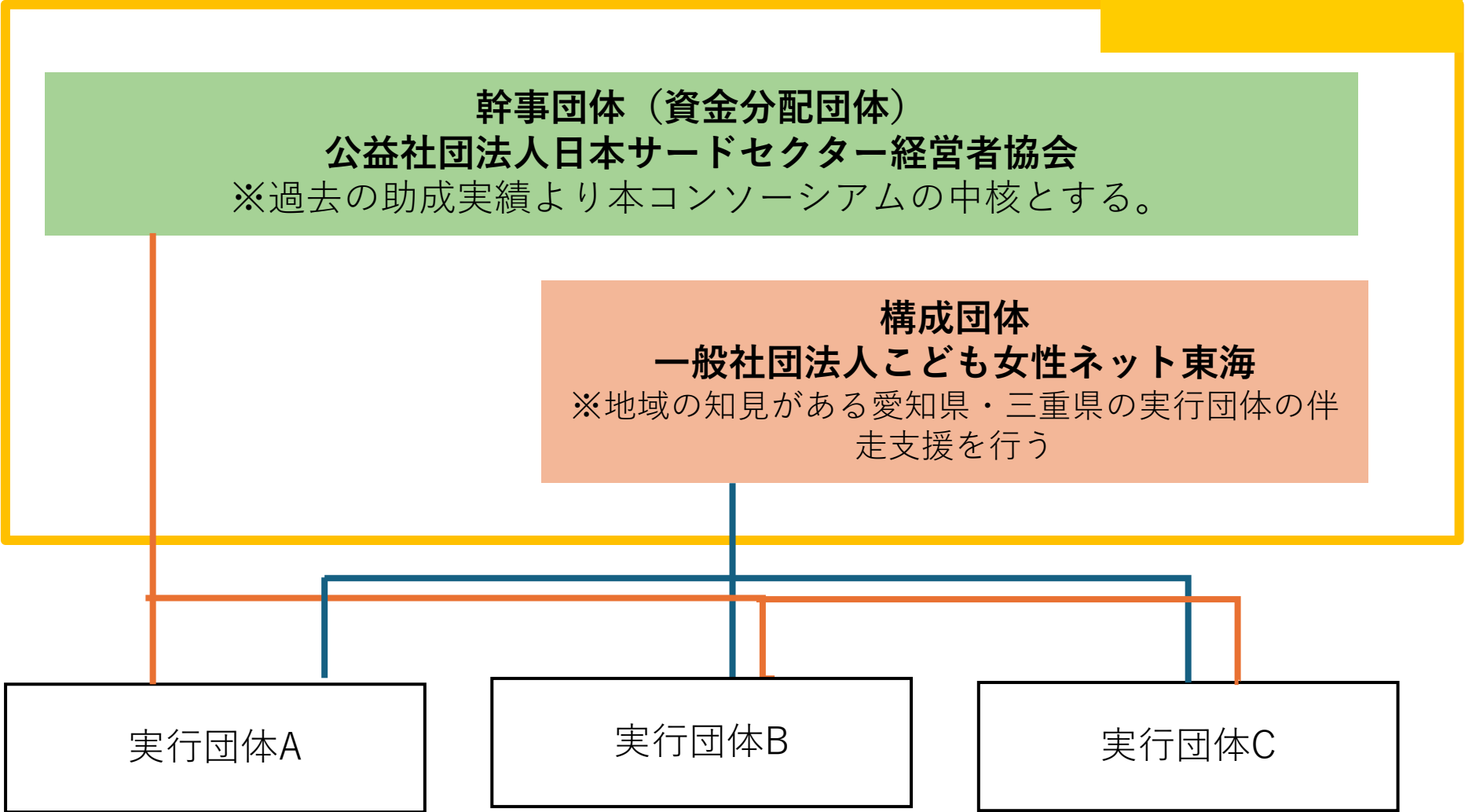
[illegible]



伴走支援

契約・助成金支払い

コンソーシアム
構成団体



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人 こども女性ネット東海	
郵便番号		462-0819	
都道府県		愛知県	
市区町村		名古屋市	
番地等		北区平安一丁目9番22号	
電話番号		052-919-0200	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://cwnt.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2017/12/13	
法人格取得年月日		2020/11/06	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アキヤマノリコ
	氏名	秋山則子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	トミタマサミ
	氏名	富田正美
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	8
団体正会員 [団体数]	8
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	143
ボランティア人数(前年度実績) [人]	100
個人正会員 [人]	8
個人その他会員 [人]	35

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		公益社団法人日本サードセクター経営者協会	
郵便番号		143-0016	
都道府県		東京都	
市区町村		大田区大森北二丁目	
番地等		3番15号下川ビル4階パシオンTOKYO内	
電話番号		03-3768-6000	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jacevo.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2009/09/01	
法人格取得年月日		2009/12/28	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タジマセイイチ
	氏名	田島誠一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウシロフサオ
	氏名	後房雄
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	46
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	37
個人その他会員 [人]	9

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援金交付 147社（交付額：263,000,000円） 2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 63社（交付額：157,500,000円） 2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社（交付額25,500,000円） 2022年 休眠預金 通常枠 6社（交付額136,932,025円）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
----------------------	--

●記載例（番号1～3）は削除のフス番号より人刀してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は F で入力してください。

[illegible]

●記載例（書き1～3）は閉陳のフス書きより入刀しく、にさい。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は 再提出を求める場合があります。

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必 任

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	任意の小規模避難所
団体名:	公益社団法人日本サードセクター経営者協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	15条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	16条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	15条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	16条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	14条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	19条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会運営規定	4条(1)	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規定	4条(2)	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条 5条(理事会運営規程)	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条 6条(理事会運営規程)	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	34条 6条(理事会運営規程)	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	39条 8条(理事会運営規程)	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	42条 13条(理事会運営規程)	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	理事会運営規程	8条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	26条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	27条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員の報酬等及び費用に関する規程	30条(定款) 3条(役員の報酬等…)	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	5条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	25条(5)、51条(8)、53条(9)、54条(10)
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定、情報公開規程	8条(倫理規程) 情報公開規程全条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定、個人情報保護に関する基本方針	9条(倫理規程) 個人情報…全条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	1条、4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款、事務局規程	56条(定款) 1条(事務局規程)
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	5条、6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	12条、13条、16条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4条、6条、12条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	5条、7条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	16条、17条、18条、19条、20条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	3条、10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	6条、21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	9条、11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	22条

(6)収支予算
(7)決算

公募申請時に提出	経理規程	第3章(16～19条)
公募申請時に提出	経理規程	第7章(42～48条)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	任意の小規模避難所
団体名:	一般社団法人こども女性ネット東海
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	16条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	17条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	16条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	17条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	15条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	20条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	23条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	25条、26条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	25条、26条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	36条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	37条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	36条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	37条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	35条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	40条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	43条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	27条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	28条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款 役員の報酬等及び費用に関する規程	31条 3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	4条、5条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	6条
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	9条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

公益社団法人日本サードセクター経営者協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協会は、公益社団法人 日本サードセクター経営者協会と称する。

2 この協会の英文法人名は、The Japan Association of Chief Executives of Voluntary Organizations (通称：JACEVO) とする。

(事務)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2. この協会は、従たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

3. この協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この協会は、非営利セクター（サードセクター）組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、もってわが国が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たす多元的な社会の実現を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条

この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を全国において行うものとする。

(1) サードセクター経営者をつなぐことに資する事業

ア 経験交流事業

イ 委員会・部会運営事業

ウ 広報事業

(2) サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業

ア 講座・研修会等イベント事業

イ 相談・コンサルティング事業

ウ 出版事業

(3) サードセクターとしての提言活動をするに資する事業

ア 調査研究事業

イ 政策提言事業

ウ 他セクター関係者との対話交流事業

(事業年度)

第5条 この協会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この協会の会員は次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下この規定において「一般社団・財団法人法」という。)に規定する社員とする。

(1) 正会員：サードセクター組織の実質的な経営者(CEO)

(2) 奨励準会員：サードセクター組織にて仕事をしており、次期経営者候補となり得る者で正会員2名の推薦がある者

(3) 準会員：正会員、奨励準会員以外の入会を希望するすべての個人

2 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

(入 会)

第7条 この協会の趣旨に賛同して会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、この協会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(4) 1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき

- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更

- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条

社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、4名以内を代表理事とし、2名以内を「一般社団・財団法人法」第9条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事のうちより常務理事1名を選任することができる。
- 4 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 執行理事は、代表理事を補佐し、この協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、この協会の日常業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求

すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には社員総会の決議により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの協会との取引
- (3) この協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけ

るこの協会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 この協会は、役員「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この協会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設置)

- 第33条 この協会に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、代表理事のうち1名がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第44条 この協会の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この協会の事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 この協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第48条 この協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益社団法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配禁止)

第49条 この協会は剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第52条 この協会は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この規程において「公益認定法」という)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、「公益認定法」第5条17号に掲げる法人のうち、類似の目的を持つサードセクター組織に贈与するものとする。

第7章 委員会等

(委員会及び部会)

第55条 この協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選定する。

- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 公告の方法

(公 告)

第58条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会の決議を必要とする事項を除き、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 本定款に規定のない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」並びに「公益認定法」その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この協会の成立の日から施行する。
- 2 この協会の設立時の理事は、次に掲げる者である。

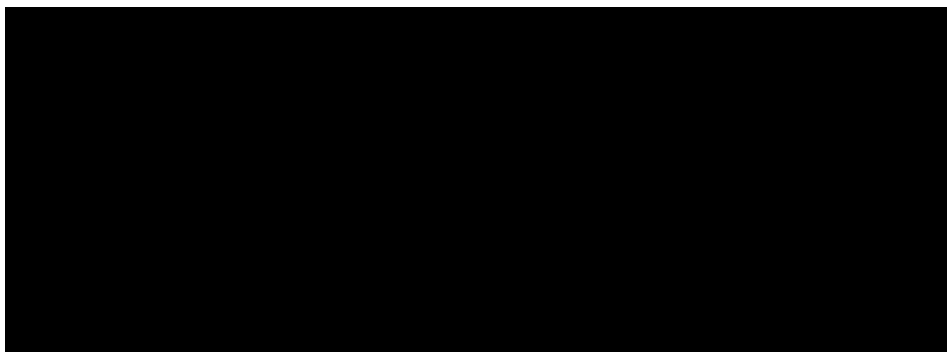
後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
曾根原久司
田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子

- 3 この協会の設立時の監事は、次に掲げる者である。

加藤俊也
山田尚武

- 4 設立時社員の氏名又は名称、及び住所は、次のとおりである。

後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
加藤俊也
曾根原久司



田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子
山田尚武



- 5 この協会の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この協会の設立当初の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年8月31日とする。
- 7 この協会の設立当初の会員の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、以下に定めるものとする。ただし、任意団体「日本サードセクター経営者協会設立準備会」に既に1年分の会費を納入したものについては設立当初の事業年度の年会費を減免することがある。

正会員、奨励準会員、準会員 一口：10,000 円

以上、一般社団法人日本サードセクター経営者協会設立のため、下記の設立時社員は、共同して定款を作成しこれに署名する。

2009年9月1日

設立時社員

附則(平成22年11月14日社員総会決議)

この定款の変更は、この協会が行政庁より公益認定を受けた日から施行する。
ただし、第2条、第49条については社員総会決議日より即日施行する。

一般社団法人 こども女性ネット東海 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人こども女性ネット東海と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この法人は、災害時声を上げにくい妊婦・乳幼児・こども・女性の命を守るために、日ごろより防災・減災の活動等「たすかる」活動を行う。また、被災地も含め「たすける」活動を行う、こどもと女性の人材育成に努め、こどもと女性の主体的な参画と多様で多彩な主体者による連携・協力により、新たな地域のコミュニティを醸成していくことを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 起業支援、経営支援事業
- (2) 拠点整備事業
- (3) 情報発信事業
- (4) 人材養成事業
- (5) 講座・研修・イベント事業
- (6) 物品販売事業
- (7) 調査・研究・提言事業
- (8) ネットワーク形成事業
- (9) まちづくり事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下この規定において「一般社団・財団法人法」という。)に規定する社員とする。

(1) 正会員：妊婦・乳幼児・こども・女性のための防災・減災、救援、復旧、復興の活動を行う個人もしくは、法人の構成員。

(2) 準会員：正会員以外の入会を希望するすべての個人および法人

2 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

(会員名簿)

第7条 この法人は、会員の氏名又は名称、及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(入 会)

第8条 この法人の趣旨に賛同して会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(4) 1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき

(5) 除名されたとき

(6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第11条 会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 入会の基準並びに会費の金額

(6) 会員の除名

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及び

この定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(書面議決等)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する

ことができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、3名以内を代表理事とし、1名以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、次の各号に掲げる者の各号ごとの合計数が、それぞれ理事総数

の3分の1を超えることはできないものとする。

- (1) 当該理事、その配偶者及び3親等内の親族又はこれらの者に準ずるものとして政令で定める当該理事と密接な関係にある者
- (2) 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者

（理事の職務・権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第30条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には社員総会の決議により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いを要求することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、役員の「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設 置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求

をした理事が招集したとき。

- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会に提出し、事業報告書においてはその内容を報告し、計算書類については承認を得るものとする。

2 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の不配当)

第49条 この法人は剰余金の配当はしないものとする。

(会計原則等)

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第52条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第53条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条17号に掲げる法人のうち、類似の目的を持つ非営利組織に贈与するものとする。

第7章 委員会等

(委員会及び部会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選定する。

- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 公告の方法

(公 告)

第58条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、「一般社

団・財団法人法」に定める社員総会の決議を必要とする事項を除き、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 本定款に規定のない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他の法令に従う。

附 則

1 この法人の設立時の理事は、次に掲げる者である。

秋山 則子

伊東 世光

神野左和子

鈴田 愛

高木 一恵

塚本 岳

富田 正美

中田 るり子

藤岡 喜美子

山口 由美子

2 この法人の設立時の代表理事は、次に掲げる者である。

秋山 則子

藤岡 喜美子

山口 由美子

3 この法人の設立時の監事は、次に掲げる者である。

大塚 久俊

4 設立時社員の氏名又は名称、及び住所は、次のとおりである。

秋山 則子

伊東 世光

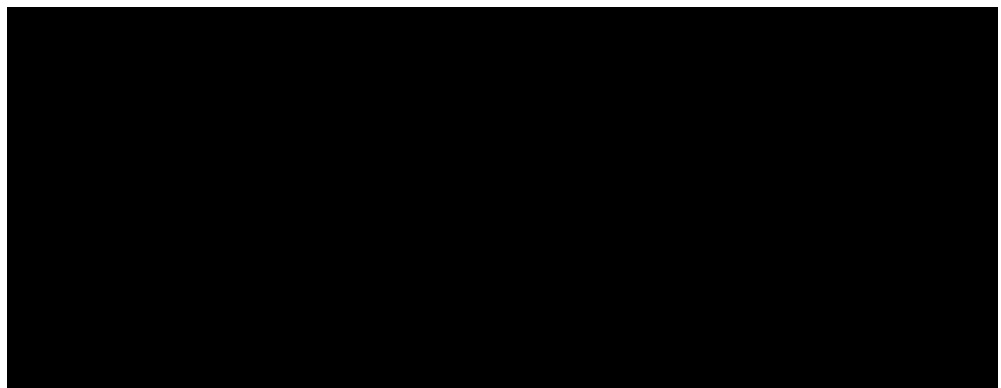
神野 左和子

鈴田 愛

高木 一恵

塚本 岳

富田 正美



中田 るり子
藤岡 喜美子
山口 由美子



5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立の日から令和3年5月31日とする。

以上、一般社団法人こども女性ネット東海法人設立のため、下記の設立時社員は、共同して定款を作成しこれに署名する。

2020年8月28日

附 則（2021年9月26日）

1. 定款第49条の変更については、2021年9月26日より施行する。

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人こども女性ネット東海（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人の日常業務を担当する者として理事会の承認を得た者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は別表「常勤役員の報酬月額表」に基づき、報酬を受ける常勤理事の拘束勤務時間及び職務の内容を勘案して、代表理事が合議の上毎年度において理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年7月1日より施行する（令和5年6月17日理事会決議）

別表「常勤役員の報酬月額表」

等級	報酬月額
第1号俸	50,000円以内
第2号俸	50,000円超100,000円以内
第3号俸	100,000円超150,000円以内
第4号俸	150,000円超200,000円以内
第5号俸	200,000円超250,000円以内
第6号俸	250,000円超300,000円以内
第7号俸	300,000円超350,000円以内
第8号俸	350,000円超400,000円以内
第9号俸	400,000円超450,000円以内
第10号俸	450,000円超500,000円以内
第11号俸	500,000円超600,000円以内
第12号俸	600,000円超700,000円以内
第13号俸	700,000円超800,000円以内

倫理規程

<前 文>

一般社団法人こども女性ネット東海は（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、災害時声を上げにくい妊婦・乳幼児・こども・女性の命を守るために、日ごろより防災・減災の活動等「たすかる」活動を行う。また、被災地も含め「たすける」活動を行う、こどもと女性の人材育成に努め、こどもと女性の主体的な参画と多様で多彩な主体者による連携・協力により、新たな地域のコミュニティを醸成していくことを目指す。

よって、法人の経営に関しては、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令、及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第6条 この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 この法人の役職員は、その職務の執行に際しこの法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(自己申告)

第8条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第11条 この法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年月7日1日から施行する。（令和5年6月17日理事会決議）

履歴事項全部証明書

東京都大田区大森北二丁目3番15号
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

会社法人等番号	0110-05-003327	
名 称	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	
主たる事務所	東京都大田区大森北二丁目3番15号	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。	
法人成立の年月日	平成21年12月28日	
目的等	当法人は、非営利セクター（サードセクター）組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい（つなぐ）、経営力を高め（伸ばす）、さまざまな提言活動を行う（提言する）ことにより、もってわが国が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たす多面的な社会の実現を目指すことを目的とする。 当法人は上記の目的を達成するため次の事業を全国において行う。 1 サードセクター経営者をつなぐことに資する事業 - ア 経験交流事業 - イ 委員会・部会運営事業 - ウ 広報事業 2 サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業 - ア 講座・研修会等イベント事業 - イ 相談・コンサルティング事業 - ウ 出版事業 3 サードセクターとしての提言活動をすることに資する事業 - ア 調査研究事業 - イ 政策提言事業 - ウ 他セクター関係者との対話交流事業	
役員に関する事項	代表理事 後 房 雄	令和 1年11月28日重任
		令和 1年12月23日登記
	代表理事 後 房 雄	令和 3年11月27日重任
		令和 3年12月16日登記
		令和 5年11月28日退任
		令和 6年 4月 5日登記

東京都大田区大森北二丁目3番15号
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

	[Redacted] 代表理事 田 島 誠 一	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
	[Redacted] 代表理事 田 島 誠 一	令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
		令和 5 年 1 1 月 2 8 日 退任
		令和 6 年 4 月 5 日 登記
	[Redacted] 代表理事 後 房 雄	令和 5 年 1 2 月 2 3 日 就任
		令和 6 年 4 月 5 日 登記
	[Redacted] 代表理事 田 島 誠 一	令和 5 年 1 2 月 2 3 日 就任
		令和 6 年 4 月 5 日 登記
	理事 後 房 雄 理事 後 房 雄	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
		令和 5 年 1 1 月 2 8 日 退任
		令和 6 年 4 月 5 日 登記
	理事 田 島 誠 一 理事 田 島 誠 一	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
		令和 5 年 1 1 月 2 8 日 退任
		令和 6 年 4 月 5 日 登記

東京都大田区大森北二丁目3番15号
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

	<u>理事</u>	<u>藤岡喜美子</u>	令和 1年11月28日重任
			令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u>	<u>藤岡喜美子</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年11月28日退任
			令和 6年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>池本修悟</u>	令和 1年11月28日重任
			令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u>	<u>池本修悟</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年11月28日退任
			令和 6年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>小西由美枝</u>	令和 1年11月28日重任
			令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u>	<u>小西由美枝</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年11月28日退任
			令和 6年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>今村正治</u>	令和 1年11月28日就任
			令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u>	<u>今村正治</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年11月28日退任
			令和 6年 4月 5日登記

	<u>理事</u>	<u>岩 岡 ひ と み</u>	令和 1 年 1 1 月 2 8 日就任
			令和 1 年 1 2 月 2 3 日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 岡 ひ と み</u>	令和 3 年 1 1 月 2 7 日重任
			令和 3 年 1 2 月 1 6 日登記
			令和 5 年 4 月 2 0 日辞任
			令和 5 年 6 月 2 日登記
	<u>理事</u>	<u>野 々 山 理 恵 子</u>	令和 2 年 1 1 月 2 0 日就任
			令和 2 年 1 2 月 3 日登記
	<u>理事</u>	<u>野 々 山 理 恵 子</u>	令和 3 年 1 1 月 2 7 日重任
			令和 3 年 1 2 月 1 6 日登記
			令和 5 年 1 1 月 2 8 日退任
			令和 6 年 4 月 5 日登記
	<u>理事</u>	後 房 雄	令和 5 年 1 2 月 2 3 日就任
			令和 6 年 4 月 5 日登記
	<u>理事</u>	田 島 誠 一	令和 5 年 1 2 月 2 3 日就任
			令和 6 年 4 月 5 日登記
	<u>理事</u>	藤 岡 喜 美 子	令和 5 年 1 2 月 2 3 日就任
			令和 6 年 4 月 5 日登記
	<u>理事</u>	池 本 修 悟	令和 5 年 1 2 月 2 3 日就任
			令和 6 年 4 月 5 日登記
	<u>理事</u>	小 西 由 美 枝	令和 5 年 1 2 月 2 3 日就任
			令和 6 年 4 月 5 日登記
	<u>理事</u>	今 村 正 治	令和 5 年 1 2 月 2 3 日就任
			令和 6 年 4 月 5 日登記
	<u>理事</u>	野 々 山 理 恵 子	令和 5 年 1 2 月 2 3 日就任
			令和 6 年 4 月 5 日登記

	<u>監事</u> 山田尚武	平成29年11月26日重任
		平成29年12月26日登記
	監事 山田尚武	令和3年11月27日重任
		令和3年12月16日登記
	<u>監事</u> 大崎泰寛	令和1年11月28日就任
		令和1年12月23日登記
		令和3年11月27日辞任
		令和3年12月16日登記
	監事 小山章仁	令和3年11月27日就任
		令和3年12月16日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、外部役員等との間で、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
従たる事務所	1 名古屋市北区平安一丁目9番22号	平成31年4月1日設置
		平成31年4月12日登記
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	平成28年3月1日東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目13番地11号から主たる事務所移転	
	平成28年3月23日登記	



東京都大田区大森北二丁目3番15号
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局城南出張所管轄)

令和 6年 4月24日

東京法務局城南出張所
登記官

吉 川 信 幸



第 1 2 期 事業報告

2020 年 9 月 1 日～2021 年 8 月 31 日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

1. 事業に関する方針

政府・行政（第一セクター）や企業（第二セクター）に比べて力量が乏しく分断されていたサードセクター組織が連携・協力し社会的存在感が小さかった日本のサードセクターの形成を目指します。ビジョンと活力あふれるサードセクターが加わることで、三つのセクターがそれぞれ適切な役割を果たす多様な社会の実現することを目指します。設立時の理念の確かさを自覚し、下記に焦点を当て、事業を展開していきます。

- ・ 経営者の孤軍奮闘状況とセクター内部の縦割り構造の解消
- ・ 個々の非営利組織に求められている、自律的で成果を追求した経営力の向上
- ・ 公共サービス改革へのセクターとしての方針の表明と対応

サードセクター組織経営者の能力開発事業

（つなぐ事業）

iSB 公共未来塾の修了生が中心となって集まり、部会活動として、互いに情報交換したり、経験交流を行いました。法人12期は、ギフテッドチルドレンに関する啓発や調査に関しての部会を新たに立ち上げました。

また、clubhouse や YouTube、ZOOM などを活用し、サードセクター組織のリーダーの話しを聞いたり、意見交換する機会を設けました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

（伸ばす事業）

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援において重要なことは人材養成です。恒例の iSB 公共未来塾（5日間10コマ）を6クール開催しました。iSB 公共未来塾は、営利・非営利どちらの組織も対象としていること、受講生がビジョンを描くことをサポートすること、ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を行い、社会性重視の経営ができるような軸をつくるサポートをすることが特徴です。

また、社会的インパクト評価のツールとして注目されているロジックモデルの中でも、当協会が開発したツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を

行いました。

新型コロナウイルスの影響は、ひとり親、障害児・多胎児がみえる等弱い立場にある家庭にさらに負荷がかかっています。時間がたつにつれてストレスが増してくる状況は東日本大震災や熊本地震の避難所の課題に類似しています。DV や児童虐待はあってはならないことではありますが、感染拡大によりさらに深刻化する可能性があります。感染拡大の恐怖により高齢者が自発的に外出を自粛する傾向もあり、過去の災害時においても要介護認定者の動作が不自由になり、長く続けば続くほど、ゆっくりと確実に高齢者の機能や能力は低下していきます。

このように新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化していますが、同時にこれらを解決するためのサードセクター組織の活動もまた、対面や濃厚接触が必要であるために活動が困難になっていることが今回の事態に特有の重大な課題となっています。感染拡大を抑止しながら、サードセクター組織が活動を実践するにあたり、工夫をして成果をあげられるような新たな様式活動を編み出していく支援をしました。

サードセクターの在り方に関する調査・研究と提言事業

(提言する事業)

新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化しています。増大するニーズを把握し、新たなチャレンジをしているサードセクター組織の経営実態や工夫をヒヤリング調査し、法人 13 期の提言活動につなげていきます。

2. 運営に関する方針

全国各地のサードセクター組織の経営者と連携をとり、協力を頂きながら、iSB 公共未来塾の開催や個別コンサルティングを行い、サードセクター組織が活力ある活動ができるように支援をしてきました。

Ⅱ 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾の卒業生が全国各地で地域にしっかり足をつけ、活躍をしています。先輩サードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話しを聞いたり、互いの経験を交流し、情報交換しました。

(1) ケイエール IHACK 藤さんの相談室

Clubhouse を活用し、iSB 公共未来塾の卒業生や、当協会のプロジェクトと連携・協力をしているサードセクター組織のリーダーをお招きし、起業の動機、事業の内容、事業の工夫や特徴、今後の展望などをお聞きし、参加者からの質疑応答とともに意見交換を行いました。

運営サポートは iSB 公共未来塾の卒業生等がボランティアで行いました。

- 第1回 桑野りささん Bread Salon Lisa オーナー
- 第2回 飯沼ミチエさん 駐在妻のネットワーク
- 第3回 喜納弘子さん エイムアテイン（株）代表取締役社長
（内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第4回 廣中桃子さん 合同会社 nimai-nitai 代表
（内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第5回 八丸由紀子さん 一般社団法人 美馬森 Japan 理事長
（復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第6回 富吉恵子さん 一般社団法人 ギフテッド応援隊代表理事
- 第7回 比家ゆかりさん （株）EATMO 代表取締役
- 第8回 岡部扶美子さん 認定特定非営利活動法人パンドラの会前代表理事
- 第9回 山口巴さん 特定非営利活動法人 LotuS
（復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第10回 起業して間もない3人の起業家
 - こども食堂をおうちで開業した保育士の家崎桃子さん
 - ネット上に仮想商店街を起業した加藤みずほさん
 - 防災・減災活動を行う特定非営利活動法人 CONNECT
 - 代表の原田美奈子さん

下のリンクの「ケイエール」にクラブメンバーとして登録して下さるかフォローしてください。

<https://www.joinclubhouse.com/club/ケイエール ihach 藤さんの相談部屋>

(2) 私のできるが未来を切り拓く「起業家物語」

iSB 公共未来塾の卒業生や会員の起業物語を紹介しています。

○第1回

廣中桃子さん

合同会社 nimai-nitai 代表

デザイナー カディプロジェクト発起人

(内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援)

1984 年生まれ。2007 年 在学中に、マザーテレサに興味を持ちインドを旅する。道中にブッダガヤを訪ね、以来この村の人々との交流がはじまる。

2009 年任意団体「nimai」として、村の女性たちに裁縫の指導をスタート。インド綿を手紡ぎ手織りした”カディ”を用いてハンカチやストールを制作し販売を開始。

2010 年 iSB 公共未来塾 1 期生(公益社団法人日本サードセクター経営者協会実施)で、起業支援金を獲得し「合同会社 nimai-nitai」として法人登記。

2015 年 首都デリーおよびブッダガヤの 2 拠点で日本向けの衣料・雑貨を生産する体制を作る。

2020 年 インド法人設立

2022 年 カディの糸を紡ぎ就労の機会を作る「カディプロジェクト」開始予定。

歳月が経たった今でも、何度訪ねても、いくら長く滞在しても、この土地での私は外国人であることに変わりはありませんでした。それは、いくら現地のためにやっていたとしても、自分のエゴに過ぎないという事を自覚する、ということの繰り返しでした。それでも、何ができるだろうかと、その意味を考え続け、フェアトレードと呼ばれるビジネスを通した関係が、この村と繋がり続けれるひとつの答えでした。援助では本当の意味で自立はできない、一緒に汗水流して、力強く生き抜いて欲しい、という想いが事業の根底にあります。



○第2回

八丸由紀子さん

一般社団法人 美馬森 Japan 理事長

(復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援)



多くの人に馬や森の魅力に触れ癒されて欲しいという願いから、被災地である宮城県東松島市に「馬と共に」移転、法人を設立。

馬とのふれあい、牧場でのお仕事体験など様々なプログラムを通し、未来を見据えた子育て支援、復興支援を行っています。

○第3回

岡部扶美子さん

認定特定非営利活動法人パンドラの会
前代表理事

岡部さんは、障がい者が地域社会で一般市民とともに働き、社会参画していけることを目指し、知的障がいのある子を育てる親たちと1996年「パンドラの会」を創設。

以来、地元企業の協力も得ながら、障がい者の働く場の運営や就労支援などを行っています。



※動画は下記からご覧ください。

<https://brainnavi-online.com/set/1864>

(3) リレー講演会

理事や会員が話題提供を行い、参加者と意見交換する、リレー式の講演会を開催しました。

○第1回

日時：2020年11月20日（金）

19時～20時半

テーマ：「ベーシック・インカム(BI)」

内容：コロナ対策の定額給付金10万円を経験し、また、日本に即した具体的な提案が出されたこともあり、BIが話題となりつつあります。そこで、BIの狙い、具体的な制度設計、財源の試算、現在の社会保障の何をやめて何を残すのか、なぜ豊かな人にも一律に支給するのか、BIは労働意欲を阻害するのか、などなどの論点を参加者とともに考えました。

スピーカー：後 房雄氏



○第2回

日時：2020年12月18日（金）19時～20時半

テーマ：「格差分断世界と教育の未来」

内容：日本では教育環境格差が大きな問題となっています。またアメリカ大統領選挙におけるトランプ氏の「善戦」の背景には、高学歴エリートへの根深い不信があるとも言われています。コロナウイルスの感染拡大が世界を覆うなかで、格差分断がさらに深刻化するとの見方もありますが、新しい社会を切り拓く次世代リーダーを育てる教育への期待も高まっています。

教育は、いまや格差分断を助長し、うみだす存在となってしまったのか。

それとも世界の希望をになう人材をうみだす可能性があるのか。

スピーカー：今村正治氏



○第3回

日時：2021年1月15日（金）19時～20時半

テーマ：「人の進化と福祉・介護（ヒトが人になる過程で獲得してきたこと）」

内容：私たちは人類の遠い先祖はアフリカの豊かな熱帯雨林の中の暮らしを離れ、草原に出ていきました。

森を追われたサルたち（ホモ・サピエンスの祖先）はやむをえず道具を持ち、集団で飢えや寒さへの対応といっ

た問題を互いに認識しあい、これらの問題に立ち向かう行動や役割を認め合いました。言語の獲得によるコミュニケーション能力の向上が集団の紐帯を強くしました。こうしてヒトは短時間で世界中に広がっていったのでした。草原での生活は、ほかのサルとは異なり、食物のある場所で食事をせず、採取したものを持ち帰る行動をとることになりました。集団で暮らすようになったこともあって、サルに現れる「共認」行動も発達しました。私たちが子供の成長や仕事など社会生活の様々な場面で他者からの期待に応えることで自己も満足するという行動です。共認が充足される体験の積み重ねによって、私たちは成長を遂げてきたように思えます。

こうしたことが、高齢者のケアなど、動物として得意な行動の礎となっているように考えます。

スピーカー：田島誠一氏



○第4回

日時：2021年2月19日（金）

19時～20時半

テーマ 「社会的連帯経済と社会的養護」

内容：昨年度、18歳未満の子どもが親などの保護者から虐待を受けたとして児童相談所が

対応した件数は全国で19万3780件にのぼりました。前年度より3万3942件、率にして21.2%増えて、過去最多を更新しています。

厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」によって、これからの社会的養護の進むべき方向と目標が示されるなかで、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切るライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立し、社会的養護を経た若者の自立支援施策を充実させることについても言及されています。

しかし、現実はまだ追いついておらず新型コロナウイルス感染拡大の中で、児童養護施設を巣立った若者の「緊急小口資金も、生活保護も相談したけどだめでした・・・国から死ねと言われている気持ちでいっぱいです。」というショッキングな言葉がネットに流れました。

このような状況下で、私が事務局を担当している生活協同組合、労働組合、労働者協同組合、社会福祉法人、NPO、社会的企業、研究者などで構成する首都圏若者サポートネットワークも社会的養護を巣立った若者を支援する団体にアンケートを実施し、「若者おうえん基金新型コロナ緊急助成」を行いました。今回のセミナーでは、この事例を糸口に、現状の社会保障や社会的養護の課題について一緒に考えていければと思います。

スピーカー：池本修吾



○第5回

日時：2021年4月23日（金）19時～20時半

テーマ：「きっかけはバナナ？一本のバナナを選ぶことから社会を変える～私と生協のお話～」

内容：資本主義が行き詰まりを見せ混沌としてきている今、SDGsなどで協同組合が注目されています。協同組合に参加する人は世界で10億人以上。経済の分野で一般からの注目度は低いですが、実はかなり多くの割合を占めています。資本と市場中心の経済とは別の経済システム。社会連帯経済の一角をしめる歴史を持った仕組みで、市民による経済だと私は考えています。



私たち一人ひとりの力は小さく、何も変えられない、と思うことも多い世の中ですが、一人ひとりが集まって多くの力の集合となると社会を変えることも可能になってきます。そこを目指してずっと活動してきました。日本に生協～生活協同組合は 260 以上あり、延べで 3000 万人近い組合員がいます。その生協のひとつに何故関わるようになり、何をしてきて、何を考えてきたか、を全くの一個人としての視点から語ります。

スピーカー：野々山理恵子

(4)「ギフテッド」も生きやすい社会にする部会

「ギフテッド」も生きやすい社会にする部会活動を始めました。

どんな子どもも枠にとらわれず、好きなことに挑戦し、生き生きと楽しい人生を生活している社会を実現するために、まだ日本ではなじみが薄く、誤解されやすい「ギフテッド」についての啓発活動を行いました。

ギフテッドについてのセミナーの開催準備を行い、2021 年 8 月 18 日に web セミナーを開催し、500 名の方満席の申し込みを頂きました。

2) 年次大会

今期は年次大会を開催しませんでした。

新型コロナウイルスの影響により、対面や濃厚接触で効果をだしてきたサードセクター組織の活動が困難になりました。増大するニーズにチャレンジをしているサードセクター組織の活動をヒヤリングし、法人 13 期に、その事例報告会と今後に向けてのパネルディスカッションの開催を予定しています。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾を 7 回開催しました。ビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型の起業塾です。

(1) 第1回「女性向け起業塾」(オンライン開催)

日程

2020年11月7日(土)、14日(土)、21日(土)、28日(土)

12月12日(土)

9:30~12:30 全5回 15時間

参加者:14名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	11/7 (土) 9:30~ 12:30	自分の想いを言葉にしてみよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	山内マヤコ
第2日目	11/14 (土) 9:30~ 12:30	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
		ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	11/21 (土) 9:30~ 12:30	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング(STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	11/28 (土) 13:30~ 16:30	会計の基礎と資金調達	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	・広報について ・チラシの作り方	1.5	坂田静香
第5日目	12/12 (土) 9:30~ 12:30	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子

講師

山内マヤコさん ゲストハウス&サロン京都 「月と」
 坂田静香さん NPO法人男女共同参画おおた理事長
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(2) 第2回「城南支援スクール」(オンライン開催)

日程：2020年11月13日(金)、20日(金)、27日(金)

12月4日(金)、11日(金)

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：15名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	11/13 (金) 13:00 ～ 16:00	自分の想いを言葉にしてみよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	大屋幸子
第2日目	11/20 (金) 13:00 ～ 16:00	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
		ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	11/27 (金) 13:00 ～ 16:00	商品サービスの コンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング 基礎	・ターゲット・マーケティング(STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	12/4 (金) 13:00 ～ 16:00	会計の基礎	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	城南信用金庫
		資金調達	・広報について ・チラシの作り方	1.5	城南信用金庫

第5日目	12/11 (金)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子 城南信用金庫
	13:00 ～ 16:00	ビジネスプラン のブラッシュア ップ	コメンテーターと受講生によ るブラッシュアップ	1.5	小久保和人 藤岡喜美子 城南信用金庫

講師

大屋幸子さん 株式会社 大鵬（ソーシャルファーム）
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 城南信用金庫 経営サポート部
 坂田静香さん N P O 法人男女共同参画おおた理事長
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（3）第3回 「女性のための創業セミナー」（オンライン開催）

日程：2020年12月17日（木）、2021年1月8日（金）、15日（金）、
 22日（金）、29日（金）

9：30～12：30 全5回 15時間

参加者：14名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	12/17 (木)	自分の想いを言葉 にしてみよう	・ミッションとビジョンの重 要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
	13:30 ～ 16:30	事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	関なをみ
第2日目	1/8 (金)	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・ シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスモデルと は	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	1/15 (金)	商品サービスのコ ンセプトづくり	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人 (中小企業診断士)
	9:30～	マーケティング基	・ターゲットマーケティング	1.5	小久保和人

	12:30	礎	(STP) ・マーケティングの 4P		
第 4 日目	1/22 (金)	会計の基礎 資金調達	・会計の基礎 ・融資・補助金等	1.5	西武信用金庫
	9:30～ 12:30	クラウドファンデ ィング	・信頼と共感 ・クラウドファンディング	1.5	大高健志
第 5 日目	1/29 (金)	ビジネスプランの 発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスプランの ブラッシュアップ	コメンテーターと受講生によ るブラッシュアップ	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

大高健志さん MotionGallery・POPcorn 代表
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 西武信用金庫
 関 なおみさん サニーサイドラボ・サニーサイドマルシェ
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(4) 第 4 回「世田谷女性創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021 年 1 月 18 日(月)、25 日(月)、2 月 1 日(月)

8 日(月)、15 日(月)

9：30～12：30 全 5 回 15 時間

参加者 15 名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第 1 日目	1/18 (月)	自分の想いを言葉にして みよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	山崎あゆみ
第 2 日目	1/25 (月)	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・シートの意味と活用	1.5	藤岡喜美子

	9:30～ 12:30		・ 事業アイデアの出し方		
		ビジネスモデルとは	・ ビジネスモデルとは何か ・ ビジネスモデルの類型 ・ 持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第 3 日目	2/1 (月) 9:30～ 12:30	商品サービスのコンセプト作り	・ 事業ドメイン ・ 顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング基礎	・ ターゲット・マーケティング (STP) ・ マーケティングの 4P	1.5	小久保和人
第 4 日目	2/8 (月) 9:30～ 12:30	会計の基礎	・ 会計とはなにか ・ 収支計画のつくりかた	1.5	昭和信用金庫
		資金調達	・ 資金調達	1.5	大高 健志
第 5 日目	2/15 (月) 9:30～ 12:30	ビジネスプランの発表	・ ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ	コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

大高健志さん MotionGallery・POPcorn 代表

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

昭和信用金庫

山崎 あゆみさん 自然療法サロン なちゅら

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(5) 第 5 回「地域を元気に！創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021 年 1 月 16 日(土)、23 日(土)、30 日(土)

2 月 6 日(土)、20 日(土)

9：30～12：30 全 5 回 15 時間

参加者：14 名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第 1 日目	1/23 (土)	自分の想いを言葉にして みよう	・ そもそもビジネスとは ・ ビジョンの重要性	1.5	藤岡喜美子

	9:30～		・ビジョンを描く		
	12:30	事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	田尻久美子
第2日目	1/30 (土)	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・ シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	2/6 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
	9:30～ 12:30	マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング (STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	2/13 (土)	会計の基礎と資金調達	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	大崎泰寛
	9:30～ 12:30	広報戦略	・広報について ・SNSの活用	1.5	向田邦江
第5日目	2/20 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスプランの ブラッシュアップ	コメンテーターと受講生による ブラッシュアップ	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子

講師

大崎泰寛さん	大崎泰寛税理士事務所 代表税理士
大高健志さん	MotionGallery・POPcorn 代表
小久保和人さん	K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
田尻久美子さん	株式会社カラーズ 代表取締役
丸山恵子さん	ウーマンネット（株）代表取締役
藤岡喜美子	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(6) 第6回「シニアの力で地域を元気に！創業スクール」
(オンライン開催)

日程：2021年2月7日(日)、14日(日)、21日(日)、27日(土)

28日(日) 13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：8名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	2/7 (日) 13:00 ～ 16:00	自分の想いを言葉にして みよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	川田理恵
第2日目	2/14 (日) 13:00 ～ 16:00	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・ シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
		ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・持続可能な収益構造 ・演習シートの使い方	1.5	藤岡喜美子
第3日目	2/21 (日) 13:00 ～ 16:00	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング (STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	2/27 (土) 13:00～ 16:00	会計の基礎と資金調達	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	大崎泰寛
		広報戦略	・広報戦略に基礎 ・シニアのための SNS 活用	1.5	丸山恵子
第5日目	2/28 (日) 13:00 ～ 16:00	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子
		ビジネスプランの ブラッシュアップ	コメンテーターと受講生による ブラッシュアップ	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子

講師

大崎泰寛さん	大崎泰寛税理士事務所 代表税理士
川田理恵さん	株式会社ポリアンナ代表取締役社長
小久保和人さん	K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
丸山恵子さん	ウーマンネット（株）代表取締役
藤岡喜美子	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（７）第７回 「女性向け創業スクール」（オンライン開催）

日程：２０２１年７月５日（月）、１２日（月）、１９日（月）、２６日（月）

８月２日（月）

９：３０～１２：３０ 全５回 １５時間

参加者：２５名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第１日 目	7/5(月)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	桑野りさ
第２日 目	7/12(月)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第３日 目	7/19(月)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	共立信用組合 藤岡喜美子
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	共立信用組合 藤岡喜美子
第４日 目	7/26(月)	プランをつくる	・５Ｗ１Ｈ ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		事業を実行する 顧客を得る	顧客を得る 広報戦略	1.5	藤岡喜美子

第5日目	8/2(月)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 桑野りさん Bread Salon Lisa オーナー
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) ソーシャルインパクト評価とロジックモデル

日時：2021年7月3日（土）10:00～12:00

参加者：27名

場所：オンライン

内容：ソーシャルインパクト評価において、用いられる代表的な手法の一つあるロジックモデルについて解説しました。また、当協会の代表理事後房雄が考案したツリー型ロジックモデルは評価のためのツールでなく、成果を生だすために経営のマネジメント サイクルに関係づけて活用します。

事前評価、中間 評価、成果評価の混迷についても議論しました。

(2) ロジックモデルをつくろう

日時：2021年7月17日（土）、24日（土）

参加者：4名

場所：オンライン

内容：成果志向の経営のために社会的インパクト評価のツールとしてロジックモデルが注目されています。ロジックモデルはいろいろありますが、ツリー型ロジック・モデル・シートは、評価のためだけのツールではありません。ビジョン達成のために魅力ある事業を企画立案し、実践し、評価・改善するというP-D-C-Aのマネジメントサイクルに関係づけることで、成果をうみだす組織へと成長していきます。その活動を可視化していくことができます。つくり方を聞いただけではつくること難しく、セミナーで考案者とともに一緒につくりました。

<新しい活動様式を生み出すために>

新型コロナウイルスの感染対策をしながら、ITなどを活用し、新たな活動様式をうみだそうとするサードセクター組織に対し研修会や勉強会を開催しました。

(3) 感染対策勉強会

第1回

日時：2020年10月26日(月)17時から19時

講師：大橋博樹先生

参加者：13名

第2回

日時：2020年11月6日(金)15時から17時

講師：齋藤昭彦先生

参加者：9名

第3回

日時：2021年1月27日(水)19時から20時

参加者：17名

<講師プロフィール>

大橋博樹先生

2000年獨協医科大学卒業、武蔵野赤十字病院で初期研修の後、聖マリアンナ医科大学総合診療内科に入局、その後筑波大学附属病院総合診療科、亀田総合病院家庭医診療科で研修し、2006年4月より川崎市立多摩病院総合診療科医長。

2010 年 4 月多摩ファミリークリニックを開業。日本プライマリ・ケア連合学会認定家庭医療専門医。日本プライマリ・ケア連合学会副理事長。川崎市医師会理事。日本専門医機構総合診療専門医検討委員会専攻医・指導医部会部会長。東京医科歯科大学臨床准教授。聖マリアンナ医科大学非常勤講師

齋藤昭彦先生

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授、副医学部長 1991 年新潟大学医学部卒業。日本での小児科、米国での小児科、小児感染症の臨床のトレーニング後、2004 年カルフォルニア大学サンディエゴ校小児科助教授。米国で臨床医として、研究者として、多くの業績をあげる。2008 年に帰国、国立成育医療研究センターを経て 2011 年より現職。専門は、小児感染症、特に小児の臨床ウイルス学、予防接種。NHK の「きょうの健康」、「総合診療医ドクターG」など、一般向けのテレビ出演も多数。現在、日本小児科学会理事、日本小児感染症学会理事などの要職を務める。

（４）IT 活用研修会

第 1 回

日時：2021 年 2 月 10 日（水）18 時から 19 時半

講師：小林ゲンさん

参加者：14 名

内容：SNS の違い・活用の注意点

ライフラインコミュニケーションとして今や必須となりつつある SNS。メインになる LINE、facebook、nstagram、Twitter の違いと活用方法それぞれの SNS ごとのルールや、セキュリティ、注意事項、アカウント作成方法など具体的に学びました。

第 2 回

日時：2021 年 2 月 24 日（水）18 時から 19 時半

講師：小林ゲンさん

参加者：17 名

内容：YouTube 動画活用

コロナ渦の中でますます注目を集める YouTube。有効活用するには、その仕組み

や成り立ちをきちんと把握することが大切です。スマホアプリを使った動画の簡単な作成などをお伝えしました。

第3回

日時：2021年2月17日（水）14時から15時半

講師：野口一徳さん

参加者：11名

内容：新型コロナウイルスの対策などでテレワークやそれに伴う ICT 化が急速に進みました。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の流れは、効率的なデータ処理とコミュニケーションを可能にしています。

一方では、ICT システムの脆弱性や業務手順の不完全な部分を突いたサイバー攻撃を受けたり、誤って情報を流出させたりするセキュリティインシデントが起きています。

情報資産を守る情報セキュリティの基本的な内容について確認し、情報流出やサイバー攻撃の最近の傾向などについても理解しましょう。

また、最近は GAFA を相手に訴訟が起きている個人情報の取り扱いについても傾向を見てみましょう。

<講師プロフィール>

小林ゲン氏

株式会社 DOES-iINTERNATIONAL プロジェクトディレクター

株式会社 AnyWhere コミュニティマネージャー

コワーキングスペース DIGIMA BASE コミュニティマネージャー1983 年生まれ。2006 年、文星芸術大学・文化服装学院卒業。卒業後すぐに仲間とともにデザインオフィスを起業するもわずか1年で廃業。経験、知識、計画、人脈、環境 etc …あらゆるモノの必要性に気づくことができず、全てを諦めた過去がある。

その後、地元・福島の飲食企業に入社し9年間店舗責任者として従事。2017 年に KFS コンサルティングに転職。東京都認定インキュベーション施設〈DIGIMA BASE〉コミュニティマネージャーに就任。過去の失敗を活かし、これから創業／創業初期の利用者に対する様々なサポートを提供。株式会社ダズ・インターナショナルにて、日本企業の海外進出をサポートするためのマーケティングリサーチ／プロモーション戦略担当、動画／Web サイト制作ディレクター、インフ

ルエンサーマネージャーとして活動を開始。株式会社 AnyWhere にてオンラインプラットフォーム<TeamPlace>事業を担当する。

野口 一徳さん

情報処理安全確保支援士、東京電機大学 非常勤講師、日本工学院専門学校 講師、 職業訓練指導員（情報処理）

NTT データで ICT システムに関わり、現在は大学や専門学校の非常勤講師などを生業にしている。専門分野としては、情報セキュリティと情報工学で、取り分けネットワークとデータベースへの関わりが多く、Cisco ネットワーキングアカデミーのインストラクタなどの実務的な内容でのネットワークエンジニア育成にも携わっている。情報処理安全確保支援士関係では地方自治体の個人情報保護第三者点検委員会委員を受嘱している。

（５）「自分で作るセミナーチラシの作り方

日時：2021 年 7 月 28 日（水）14 時から 16 時

講師：坂田静香さん

参加者

内容：目を引くチラシを作りたいけど、見やすく分かりやすくするにはどうしたらよいのか。レイアウトやキャッチコピー作成のコツについて、プロの講師が一から教えて頂きました。

（６）「ガバナンス」と「コンプライアンス」を学ぶセミナー

～社会から信頼される組織となるために～

非営利組織では、よく耳にする「コンプライアンス」と「ガバナンス」。分かったような気がしても、実際に尋ねられると答えに窮することがあります。非営利組織や社会企業ならば、それぞれの意味を正しく把握しておくべきです。

本セミナーでは、コンプライアンスとガバナンスの意味や違い、それぞれの背景や注意点を紹介しました。

日時：1 回目 2021 年 5 月 19 日（水）13 時～15 時

2 回目 2021 年 5 月 25 日（火）18 時～20 時

※1 回目と 2 回目の内容は同じです。

内容：ガバナンスとは何か

なぜガバナンス体制が重要なのか

コンプライアンスとは何か

なぜコンプライアンスが必要か

講師：太田達男さん

(公財)公益法人協会前理事長、現会長、

(一財)非営利組織評価センター 理事長

(公財)成年後見センター・リーガルサポート(公財)日本フィランソロピー協会, の各理事

(公財)渋沢栄一記念財団, (公社)日本アイソトープ協会各監事

(公社)日本サードセクター経営者協会設立時代表

京都大学法学部卒業、信託銀行役職員を歴任、44 年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000 年 4 月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000 年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始サードセクターの立場から提言活動を行う。市民との対話を大切にし、日本の公益活動の発展に重要な役割を果たしている

参加者：12 名

4) 講師派遣事業

日本工学院専門学校のほか、サードセクター組織、ソーシャルビジネスなどのセミナーの講師を務めました。

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルティングを実施しました。今期はコロナ禍において、新しい活動様式をうみだそうとするサードセクター組織を重点的にサポートしました。東京都、愛知県、三重県、香川県、熊本県において実施いたしました。

コンサルティング実績：25 団体

新しい活動様式を生み出す団体：12 団体

6) コンサルタント養成講座

今年度は実施しませんでした。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

ロジックモデルの作成、活用についての事例の収集を行いました。

2) 政府などへの提言活動

サードセクター組織におけるソーシャルインパクト評価について実態を調査しました。今後、評価の在り方についての提言の準備をしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

1. 社員総会の開催

日 時：2020年11月20日（木）18:00～19:00

場 所：パシオン TOKYO（東京都大田区大森北二丁目3番15号）

出席者：会員6名

定足数24名（正会員47名）に対し、出席者6名、議決権行使書10名、委任状24名、合計40名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 第11期事業報告の承認に関する件

議長は法人11期（自2019年9月1日～至2020年8月31日）における事業状況を法人11期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第2号議案 第11期決算報告の承認に関する件

議長は法人11期（自2019年9月1日～至2020年8月31日）における決算状況を法人11期決算報告書案において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員は監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

第3号議案 役員の選任について

議長は理事については、理事辞任に伴い、選任の必要があることを述べました。被選任者としては、理事として、新に就任するものは野々山理恵子です。新任の理事については、氏名、略歴、当協会との関係等について説明がなされました。なお、野々山理恵子の任期は2020年11月20日から2021年度定時社員総会終結の時までであることが説明されました。下記のとおり満場一致で可決しました。

2. 理事会の開催

（1）第1回理事会

日時：2020年10月19日（月）18:00～20:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

菅家功氏理事辞任について承認されました。

野々山理恵子氏理事就任について承認されました。

協議事項：理事によるリレー講演について協議され実施することになりました。

（2）第2回理事会

日時：2010年11月6日（金）18:00～20:00

場所：パシオン TOKYO（東京都大田区大森北二丁目3番15号）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人12期社員総会議案について承認されました。

協議事項：理事によるリレー講演のテーマや講師について協議しました。

（3）第3回理事会

日時：2020 年 12 月 18 日（金）18:00～19:00

場所：パシオン TOKYO （東京都大田区大森北二丁目 3 番 15 号）

出席：決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 7 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

休眠預金の申請については継続審議としました。

（4）第 4 回理事会

日時：2021 年 1 月 15 日（金）18:00～19:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 7 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

休眠預金（通常助成）の申請については承認されました。

協議事項：コンプライアンス委員会設置について協議され、継続的に協議することとしました。

（5）第 5 回理事会

日時：2021 年 3 月 19 日（金）18:00～19:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 6 名、欠席 2 名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

佐賀県 CSO 誘致について協議され、継続審議となりました。

（6）第 6 回理事会

日時：2021 年 4 月 23 日（金）18:00～19:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席理事 7 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

「ギフトド」も生きやすい社会にする部会活動について承認されました。
協議事業：ブレインナビ配信について協議され、配信をすることとしました。

(7) 第7回理事会

日時：2021年7月18日（金）17:00～18:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席理事7名、欠席1名、監事1名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

(8) 第8回理事会

日時：2021年8月20日（金）10:00～11:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席理事7名、欠席1名、監事1名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人13期事業計画について、原案通り承認されました。年次大会の
テーマ、提言活動について意見交換がなされました。

法人13期予算書について、原案通り承認されました。

資金調達・設備投資の見込みについて承認されました。

下記規定について、それぞれ原案通り承認されました。

倫理規定（改定）、コンプライアンス規定（改定）

理事の職務権限に関する規定

監事より休眠預金助成金事業の進捗について、質問がなされ、適正
に事業が推進なされていることが確認されました。

第12期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和3年11月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

第 1 3 期 事業報告

2021 年 9 月 1 日～2022 年 8 月 31 日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

1. 事業に関する方針

政府・行政（第一セクター）や企業（第二セクター）に比べて力量が乏しく分断されていたサードセクター組織が連携・協力し社会的存在感が小さかった日本のサードセクターの形成を目指します。ビジョンと活力あふれるサードセクターが加わることで、三つのセクターがそれぞれ適切な役割を果たす多様な社会の実現することを目指します。設立時の理念の確かさを自覚し、下記に焦点を当て、事業を展開していきます。

- ・ 経営者の孤軍奮闘状況とセクター内部の縦割り構造の解消
- ・ 個々の非営利組織に求められている、自律的で成果を追求した経営力の向上
- ・ 公共サービス改革へのセクターとしての方針の表明と対応

サードセクター組織経営者の能力開発事業 (つなぐ事業)

非営利向けだけでなく、地域や社会の課題を解決するために事業をおこなう起業家向けの iSB 公共未来塾を開催していると、営利・非営利、個人事業主、任意団体問わず、ビジョンに溢れ、地域や社会の課題に関心をもち、自分に何かできるのではないかと志高き経営者が増えていると感じます。

法人 13 期においては、iSB 公共未来塾の修了生が中心となって集まり、部会活動として、互いに情報交換したり、経験交流を行ったり、得意な分野でセミナーを行ったりしました。

その活動は、clubhouse や YouTube、ZOOM などの SNS を活用しました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業 (伸ばす事業)

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援において重要なことは人材養成です。恒例の iSB 公共未来塾（5 日間 10 コマ）を 7 クール開催しました。iSB 公共未来塾は、営利・非営利どちらの組織も対象としていること、受講生がビジョンを描くことをサポートすること、ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を行い、社会性重視の経営ができるような軸をつくるサポートをすることが特徴です。

また、社会的インパクト評価のツールとして注目されているロジックモデルの中でも、当協会が開発したツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を

行いました。

新型コロナウイルスは、変異で弱毒しながら当分の間継続すると想定されます。With/after コロナ時代に向けて、サードセクター組織こそ、感染抑制だけを最優先にするのではなく、感染を抑えつつも社会経済生活を回す「新しい活動様式」を、開発していく必要があります。将来、さらに新たな感染症が繰り返し発生することを鑑み、いまこそ、デジタル化を推進し、その時のためにも「新しい活動様式」を創出していく必要があります。

高齢者、障害者、ひとり親、犯罪歴・非行歴のある少年など社会的弱者等の人たちへの支援を新しい形で始められた事業体を支援いたしました。

サードセクターの在り方に関する調査・研究と提言事業 (提言する事業)

新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化しています。増大するニーズを把握し、新たなチャレンジをしているサードセクター組織の経営実態や工夫をヒヤリング調査し、報告書をまとめ、広く公開いたしました。

2. 運営に関する方針

全国各地のサードセクター組織の経営者と連携をとり、協力を頂きながら、iSB 公共未来塾の開催や個別コンサルティングを行い、サードセクター組織が活力ある活動ができるように支援をしてきました。

II 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾は2010年より開催しています。1回生、2回生が全国各地で活躍しています。先駆的な活動をしているサードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話を聞いたり、互いの経験を交流し、情報交換しました。

(1) ケイエール IHACK 藤さんの相談室

Clubhouse を活用し、iSB 公共未来塾の卒業生や、当協会のプロジェクトと

連携・協力をしているサードセクター組織のリーダーをお招きし、起業の動機、事業の内容、事業の工夫や特徴、今後の展望などをお聞きし、参加者からの質疑応答とともに意見交換を行いました。

運営は、iSB 公共未来塾の卒業生を中心に行って頂きました。

第11回 9月11日(土)

起業して間もない、あるいはこれから起業する4人の起業家
こども食堂をおうちで開業した保育士の家崎桃子さん
ネット上に仮想商店街を起業した加藤みずほさん
防災・減災活動を行う NPO 法人 CONNECT 代表の原田美奈子さん、
旅行案内業を計画中の柿岡じゅん子さん

第12回 9月25日(土)石山恭子さん NPO 法人 amigo 理事長

第13回 10月9日(土)大屋幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役社長

第14回 10月23日(土)野村順子さん 株式会社はぐくみ 代表取締役社長

第15回 11月13日(土)富澤泉さん 合同会社いづみカンパニー代表

第16回 12月11日(土)金丸利恵さん おうちごはん研究家

第17回 1月15日(土)齋藤幸子さん 一般社団法人手づくりマルシェ

第18回 2月19日(土)3人のひよっこ起業家

中国の伝統芸能である花文字作家の徳山祐希さん

魅力を引き出すドレスセラピストの奥山麻美子さん

「めでたしめでたし」な未来をつくる Medetashist の鴻野愛さん

第19回 5月28日(土)田中彩さん NPO 法人ママワーク研究所

第20回 7月23日(土)桑野りささん Bread Salon Lisa オーナー

下のリンクの「ケイエール」クラブメンバーとして登録して下さるかフォローしてください。

<https://www.joinclubhouse.com/club/ケイエールihach> 藤さんの相談部屋

（２）私のできるが未来を切り拓く「起業家物語」（第４回～第８回）

○第４回

山口 巴さん NPO 法人 Lotus 理事長

仕事と育児の両立に悩む母親をサポートするため、2010 年どんな職種でも利用可能な 365 日対応の保育園を創立以後、ベビーサインの導入、室内遊び場やコミュニティスペースの拡充など、地域の保育ニーズに柔軟に対応しつつ活動の場を広げています。



○第５回

大屋 幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役

2015 年大田区唯一のビール工場「羽田麦酒」の工場運営の飲食店「羽田バル」をオープン。2020 年 7 月羽田イノベーションシティにて自家醸造所併設飲食店「羽田バル」2 号店をオープン。クラフトビールで地域団体と共に大田区活性化を目指す。2017 年度「OTA！いちおしグルメ」表彰店舗。

2018 年度、2019 年度「大田のお土産 100 選」受賞



○第６回

齋藤 幸子さん 一般社団法人手づくりマルシェ 理事長

花、お菓子の教室主宰 施設、病院、老人ホームなどの訪問ボランティア、子どもの育成サークル活動を行う。東日本大震災後、2013 年 3 月一般社団法人設立。避難してきた方達のコミュニティ支援活動を続けている。その他、福島県の活性化販賣創出のためのイベント企画主催を継続開催している。福島県の農水産物の風評被害払拭のため、県産使用加工品、菓子の商品開発と PR 販売をしている。



現在自社ブランド「TEZKURI MARCHE-ART」を立ち上げ、商品開発に取り組んでいる。「ジビエ鹿革ルームシューズ」は、「ベストサステナビリティ」受賞し、現在ニューヨークの『NYNOW』に出展中。

受賞歴 ・よしもと 47 シュフラン 2015 ・復興ビジネスコンテスト 2018 優秀賞 ・2020 年 ふくしま産業賞特別賞 ・東京インターナショナルギフトショー 「第 10 回 LIFE ×DESIGN 」 「ベストサスティナビリティ賞」 『ジビエ 鹿革ルームシューズ』 手づくりキット』 ・「ソーシャルプロダクツアワード」 優秀賞 2 月 16 日東京時事通信ホール授賞式

○第 7 回

富澤 泉さん 合同会社いづみカンパニー代表

短大を卒業し働いた東京都の自閉症専門施設で働くことが可能な障害の方たちがいることに疑問を感じ近隣の企業に実習だけでもさせてもらえないか、と飛び込み訪問した際、障害者が社会で働けるはずがないと言われた言葉が突き刺さり、自らが社会で立派に働けることを実現したい使命感だけで起業。餃子と言う食材に巡り合い行商から始め 24 年経過。障害者雇用して 18 年。現在に至る。



○第 8 回

渡邊とみ子さん いいたて雪っ娘かぼちゃプロジェクト協議会会長
までい工房美彩恋人 代表

1954 年福島市に生まれ。飯舘村に嫁ぐ。2011 年の原発事故災害により福島市に避難中、福島大学小規模自治体研究所と「かーちゃんの力・プロジェクト」を立ち上げる。また、飯舘村オリジナルのかぼちゃ「いいたて雪っ娘」の普及の為、避難先で生産・加工販売・広報活動を行い、避難解除後は飯舘村と福島市の 2 地域居住で活動を継続中。「ふくしまの今を伝える人」県外派遣事業で語り部として講演活動も行っている。



※動画は下記からご覧ください。

<https://brainnavi-online.com/set/1864>

(3) 女性起業家による SeedsSquare

iSB 公共未来塾の卒業生の 3 人の女性起業家が企画運営する Seeds Square

中国の伝統芸能である花文字作家の徳山祐希さん、魅力を引き出すドレスセラピストの奥山麻美子さん、「めでたしめでたし」な未来をつくる Medetashist の鴻野愛さん。それぞれのサービスを体験できるイベントを開催しました。

2) 年次大会

＜新しい活動様式を生み出すために＞

日程：2021 年 12 月 12 日 12:30～17:30

第 1 部 事例報告「休眠預金緊急助成 NPO 等が生み出す活動様式」

1 2 団体の実行団体の活動発表

第 2 部 基調講演「コロナ禍における新たな活動創造に向けた NPO のチャレンジ」

講師：柏木宏さん

法政大学大学院連帯社会インスティテュート運営委員長
(教授)

パネルディスカッション

「コロナ禍で増大するニーズと新たなチャレンジ」

＜コメンテーター＞

柏木宏さん

法政大学大学院連帯社会インスティテュート運営委員長
(教授)

鈴木均さん

一般財団法人日本民間公益活動連携機構事務局長

藤岡喜美子さん

公益社団法人日本サードセクター経営者執行理事

＜パネラー＞

小林大祐さん 一般財団法人たんぽぽの家事務局長

柴田萌さん 株式会社リリムジカ代表取締役社長

藤井 宥貴子さん 有限会社ミューズプランニング

代表取締役社長

丸山冬芽さん NPO 法人サポートセンターさわやか愛知
＜コーディネーター＞

後房雄さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

参加者：35 名

内容：新型コロナウイルス感染拡大の影響は、ひとり親家庭、障がい児がみえる家庭等弱い立場にある家庭にさらに負荷がかかりました。

たとえば、放課後児童デイに通所させなかったことで言葉が話せなくなります。保護者は育児ストレスで毎日イライラします。非行少年への対面支援が難しくなります。高齢者がデイサービスやサロン等に通所しないと、足腰が弱くなり、引きこもりが増えます。感染拡大の恐怖により自発的に 外出を自粛する傾向もあり、長く続けば続くほど、ゆっくりと確実に高齢者の機能や能力は低下していきます。このように新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化していますが、同時にこれらを解決するための NPO 等の活動もまた、対面や濃厚接触が必要であるために活動 が困難になっていることが今回の事態に特有の重大な課題となっています。NPO 等は従来からの活動を継続するだけでなく、課題を深堀し、感染拡大を抑止しながらも地域や社会の課題を解決するために有効な「新たな活動様式」を生み出すという課題に直面しました。

コロナ禍において、これらの課題解決に、果敢に取り組んだ NPO 等の事例報告を共有するとともに、コロナ禍を経験した NPO 等が、今回の取り組みにより、これまでの事業を延命しながら継続するだけでなく、そもそもの支援の在り方について、根本から考え直す必要性、重要性に直面し、新たな事業を考え、実践しながら改善し、目標に向かっていく NPO 等の挑戦と NPO 等の経営力について議論を深めました。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾を7回開催しました。
ビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型の起業塾です。

(1) 第1回 地域や社会の問題を解決するための「創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021年9月10日(金)、17日(金)、24日(金)、
10月1日(金)、8日(金)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：12名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	9/10 (金)	ビジネスとは何か ビジョンを描こう	・ビジネスとは何か ・これってビジネスになるの？ ・ビジョンを描こう	1.5	藤岡喜美子
		ソーシャルビジネスの事例から学ぶ	・有限会社でソーシャルビジネスを起業 ・事業の拡大の契機	1.5	藤井 有貴子
第2日目	9/17 (金)	ビジョン達成のための経営	・社会的価値と経済的価値の創出 ・ツリー型ロジック・モデル・シートとビジネス・モデルシートの活用	1.5	藤岡喜美子
		ロジックモデルをつくろう	・ツリー型ロジックモデルシートの作り方 ・ステップ1 ビジョンを描く(演習) ・ステップ2 長期成果、中期成果設定(演習)	1.5	藤岡喜美子
第3日目	9/24 (金)	商品サービスのコンセプト作り 広報戦略	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・SWOT分析 ・広報戦略	1.5	藤岡喜美子

		会計の基礎 資金調達	・会計の基礎 ・資金調達	1.5	藤岡喜美子 日本政策金融 公庫
第4日目	10/1 (金)	広報戦略	・広報戦略	1.5	丸山恵子
		ビジネス・モデル・シート をつくろう	・ビジネス・モデル・シート の活用と作り方	1.5	藤岡喜美子
第5日目	10/8 (金)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	後 房雄 藤岡喜美子 池本修吾
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生に よるブラッシュアップ	1.5	後 房雄 藤岡喜美子 池本修吾

講師

池本修吾さん 公益社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター 専務理事

丸山恵子さん ウーマンネッ（株）代表取締役

藤井 有貴子さん 熊本県交流館パレア館長、熊本市男女共同参画センター館長

株式会社ミューズプランニング代表取締役

後 房雄さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

日本政策金融公庫

(2) 第2回 「創業スクール」 (オンライン開催)

日程：2021年10月6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)

11月10日(水)

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：12名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	10/6 (水)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ	・起業体験談	1.5	田端 翔太

		私の起業体験談	・ 起業の心構え		
第 2 日目	10/13 (水)	商品サービスのコンセプト 作り	・ 事業ドメイン ・ 顧客の価値を考える ・ 環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・ 提供先を決める ・ 付加価値をつける	1.5	小久保和人
第 3 日目	10/20 (水)	会計の基礎	・ 会計とは何か ・ 収支計画のつくりかた	1.5	城南信用金庫
		資金調達と資金繰り	・ 創業時必要な資金 ・ 資金調達 ・ 資金繰り	1.5	城南信用金庫
第 4 日目	10/27 (水)	プランをつくる	・ 5 W 1 H ・ スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		事業を実行する 顧客を得る	顧客を得る 広報戦略	1.5	藤岡喜美子
第 5 日目	11/10 (水)	ビジネスプラン の発表	・ ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・ コメンテーターと受講 生によるブラッシュアップ ・ ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

田端 翔太さん 株式会社アウトカム 代表取締役

城南信用金庫 経営サポート部

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(3) 第 3 回 「女性向け創業セミナー」 (オンライン開催)

日程：2021 年 10 月 28 日 (木)、11 月 4 日 (木)、11 日 (木)、
18 日 (木)、25 日 (木)

9：30～12：30 全 5 回 15 時間

参加者：26 名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	10/28 (木)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	増田恵美子
第2日目	11/4 (木)	商品サービスのコンセプト づくり	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値を分析する	1.5	小久保和人
第3日目	11/11 (木)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	西武信用金庫
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	西武信用金庫
第4日目	11/18 (木)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	丸山恵子
		事業を実行する、顧客を得る	・顧客を得る ・広報戦略	1.5	丸山恵子
第5日目	11/25 (木)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 福田紀子 藤岡喜美子
		ビジネスプランの ブラッシュアップ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 福田紀子 藤岡喜美子

講師

増田恵美子さん P0 法人ウイズアイ理事、事務局長
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 丸山恵子さん ウーマンネッ（株）代表取締役
 藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(4) 第4回「世田谷女性向け創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021年11月15日(月)、22日(月)、29日(月)

12月6日(月)、13日(月)

9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：17名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	11/15 (月)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	金丸利恵
第2日目	11/22 (月)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	11/29 (月)	財務諸表の基礎 資金繰りと資金調達	・財務諸表の基礎 ・資金繰りと資金調達	1.5	昭和信用金庫
		収支計画作成	・売上計画 ・必要な経費 ・収支計画作成演習	1.5	藤岡喜美子
第4日目	12/6 (月)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	顧客を得る 広報戦略	1.5	丸山恵子
第5日目	12/13 (月)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

金丸利恵さん

おうちごはん研究家。管理栄養士

小久保和人さん

K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

昭和信用金庫

丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（５）第５回「創業スクール」（オンライン開催）

日程：2022年1月15日（土）、22日（土）、29日（土）、
2月12日（土）、19日（土）

9:30～12:30、全５回 15 時間

参加者：13 名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第１日目	1/15(土)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	阿部隼也
第２日目	1/22(土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第３日目	1/29(土)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	共立信用組合藤岡喜美子
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	共立信用組合 藤岡喜美子
第４日目	2/12(土)	プランをつくる	・５Ｗ１Ｈ ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	：広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	丸山恵子

第5日目	2/19(土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

阿部隼也さん 株式会社プッシュの代表取締役 CEO
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役
 共立信用組合
 藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（6）第6回 「女性向け創業スクール」（オンライン開催）

日程：2022年7月2日(土)、16日(土)、30日(土)、

8月6日(土)、20日(土)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：13名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	7/2 (土)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	桑野りさ
第2日目	7/16 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	7/30 (土)	会計の基礎 収支計画につくりかた	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子 共立信用組合

		資金繰り表の作り方 必要な資金と資金調達	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	藤岡喜美子
第4日目	8/6 (土)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	桑野りさ
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第5日目	8/20 (土)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講 生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

桑野りささん Bread Salon Lisa オーナー

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(7) 第7回 「城南創業スクール」 (オンライン開催)

日程：2022年7月6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)

8月3日(水)

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：20名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	7/6 (水)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	渡邊とみ子
第2日目	7/13 (水)	必要な資金と資金調達 資金計画、収支計画のづくり	・創業時必要な資金 ・資金計画、収支計画	2.0	日本政策金融 公庫

		かた 金融機関が見るポイント	・資金調達、資金繰り		
		必要な資金と資金調達 (2)	・資金調達(クラウドファンディング) ・資金調達(補助金)	1.0	城南信用金庫
第3日目	7/20 (水)	商品サービスのコンセプト 作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第4日目	7/27 (水)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第5日目	8/3 (水)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

渡邊とみ子さん いいたて雪っ娘かぼちゃプロジェクト協議会会長
まてい工房美彩恋人 代表

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役

日本政策金融公庫

城南信用金庫

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) 感染対策勉強会

コロナ禍において、正しい情報にて、感染対策を行いながら活動を展開できるように感染対策勉強会を開催しました。

○第1回

日時： 2021 年 10 月 16 日（土） 14:00～16:00

内容：新型コロナウイルス（COVID-19）

感染症及び変異ウイルスの特徴と対策

参加者：5 名

講師：三村一行先生

埼玉医科大学総合医療センター 総合診療内科・感染症科

副診療部長兼教育主任 ・講師、医学博士（東邦大学）

日本内科学会総合内科専門医・指導医、日本呼吸器学会専門医

Infection Control Doctor、臨床研修指導医。

○第2回

日時:2021 年 11 月 5 日(金) 13:00～14:00

内容：小児科専門家視点から見た

ワクチン接種、デルタ株、子どもの感染の変化などについて

参加者：10 名

講師：齋藤昭彦先生

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授、

副医学部長

1991 年新潟大学医学部卒業。日本での小児科、米国での小児科、小児感染症の臨床のトレーニング後、2004 年カルフォルニア大学サンディエゴ校小児科助教授。米国で臨床医として、研究者として、多くの

業績をあげる。2008年に帰国、国立成育医療研究センターを経て2011年より現職。専門は、小児感染症、特に小児の臨床ウイルス学、予防接種。NHKの「きょうの健康」、「総合診療医ドクターG」など、一般向けのテレビ出演も多数。現在、日本小児科学会理事、日本小児感染症学会理事などの要職を務める。

(2) NPO向けITを活用した広報宣伝

デジタル化に向けてサードセクター組織に対し、IT活用のためにSNSに関する基礎知識、活用方法などのセミナーを開催しました。

日時：2021年12月15日(水) 10:00～11:30

講師：丸山恵子 ウーマンネット(株)代表取締役

内容：お金をかけずにITを活用した広報宣伝、販促方法について詳しく解説しました。コロナ禍だからこそ上手くIT活用をして業務認知を高め、支援者賛同者を増やすための仕組みづくりについて説明をしました。

参加者：30名

(3) 「地域社会の課題に取り組む「ひと」を育てるビジネススクール」 (オンライン開催)

日程：2022年5月14日(土)、28日(土)、6月11日(土)
25日(土)、7月9日(土)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：15名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	5/14 (土)	サードセクター組織とは	・サードセクターへの期待 ・サードセクター組織の経営の特徴	1.5	後房雄
		ツリー型ロジックモデルを活用しよう	・ロジックモデルの登場とツリー型ロジック・モデル・シートの開発 ・ツリー型ロジック・モデル・	1.5	後房雄

			シートの活用 ・ビジョンを言葉に (演習シート)		
第 2 日目	5/28 (土)	ツリー型ロジックモデルをつくろう	・ツリー型ロジック・モデル・シートの作り方 ・ビジョンを描こう	1.5	藤岡喜美子
		ツリー型ロジックモデルをつくろう(演習)	・長期成果の設定 ・中期成果の設定 ・事業から短期成果 ・新規事業を考える	1.5	藤岡喜美子
第 3 日目	6/11 (土)	ビジネス・モデル・シートをつくろう ~持続可能な収益構造を考えよう~	・ビジネスモデルの 3 類型と事例 ・ビジネス・モデル・シートとは ・ビジネス・モデル・シートのつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		ビジネス・モデル・シートをつくろう ~持続可能な収益構造を考えよう~	・ビジネスモデルシート ・作成演習	1.5	藤岡喜美子
第 4 日目	6/25 (土)	マーケティングとは	・商品・サービスのコンセプトづくり ・マーケティング ・広報戦略	1.5	藤岡喜美子
		会計の基礎	・会計がなぜ必要か ・会計の基礎	1.5	藤岡喜美子
第 5 日目	7/9 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	JACEVO 役員
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ	1.5	JACEVO 役員

講師

後房雄さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

4) 講師派遣事業

(1) 日本工学院専門学校への講師派遣

IT カレッジ情報ビジネス科にて、学生がグループに分かれ、地域や社会の課題を解決するためのビジネスプランの作成を支援しました。

(2) サードセクター組織の職員向け研修会

藍ちゃんの家

(3) 委員派遣

伊勢市公益活動促進委員副委員長

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルティングを実施しました。今期はコロナ禍において、新しい活動様式をうみだそうとするサードセクター組織を重点的にサポートしました。東京都、愛知県、三重県、香川県、熊本県において実施いたしました。

コンサルティング実績：25 団体

新しい活動様式を生み出す団体：12 団体

6) コンサルタント養成講座

日時：2022 年 2 月 20 日(日)、3 月 6 日(日) 9 時 30 分～18 時

場所：オンライン

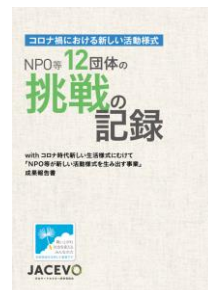
参加者：3 名

内容：ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援ができ、ビジョンに共感し、サードセクター組織を寄り添い支援ができる人材の養成講座です。資格認定の条件を満たされた方は JACEVO 認定コンサルタントの認定証を交付しました。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

(1) 新しい活動様式を生み出していく12のサードセクター組織の報告書を公開しました。法人形態は、特定非営利活動法人、一般法人、社会福祉法人、株式会社、有限会社と多様な法人形態です。



報告書はHPよりダウンロードできます。

https://jacevo.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/jacevo_kyumin.pdf

File No.1 一般社団法人 アルバ・エデュ

File No.2 特定非営利活動法人 くまもとスローワーク・スクール

File No.3 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

File No.4 特定非営利活動法人 とちぎアニマルセラピー協会

File No.5 特定非営利活動法人 Accept International

File No.6 一般社団法人 EFC 防災・介護・トイレのバリアフリー

File No.7 一般社団法人 たんぽぽの家

File No.8 株式会社 リリムジカ

File No.9 有限会社 ミューズプランニング

File No.10 特定非営利活動法人 福祉サポートセンターさわやか愛知

File No.11 特定非営利活動法人 胃癌を撲滅する会

File No.12 特定非営利活動法人 ノッポの会

伴走支援員より

・成果報告会基調講師

法政大学大学院連帯社会インスティテュート 運営委員長・教授 柏木宏

・審査委員

近畿大学経営学部 教授 京都大学公共政策大学院 講師 吉田忠彦

四日市大学総合政策学部 教授 松井真理子

産業能率大学経営学部 教授 中島智人

・感染症対策専門家

埼玉医科大学総合医療センター総合診療内科・感染症科 副診療部長・教育主任・講師 三村一行

あいち小児保健医療総合センター 元副センター長 山崎嘉久

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授 齋藤昭彦

多摩ファミリークリニック院長 日本プライマリ・ケア連合学会 副理事長 大橋博樹

・指定活用団体

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 事務局長 鈴木均

（２）ロジックモデルの作成、活用についての事例の収集を行いました。20 団体のツリー型ロジックモデルの公開の了解をいただき、今後作り方とともに公開していきます。

２）政府などへの提言活動

大田区社会福祉協議会、愛知県、三豊市などにサードセクター組織との協働について提言いたしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

１． 社員総会の開催

日 時：2021 年 11 月 27 日（土）17:00～18:00

場 所：パシオン TOKYO （東京都大田区大森北二丁目 3 番 15 号）

出席者：会員 7 名

定足数 27 名（正会員 52 名）に対し、出席者 7 名、議決権行使書 2 名、委任状 22 名、合計 31 名であるため、総会の成立を確認しました。

第 1 号議案 第 12 期事業報告の承認に関する件

議長は法人１２期（自２０２０年９月１日～至２０２１年８月３１日）における事業状況を法人１２期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第２号議案 第１２期決算報告の承認に関する件

議長は法人１２期（自２０２０年９月１日～至２０２１年８月３１日）における決算状況を法人１２期決算報告書（案）において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員からの監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 正味財産増減計算書内訳書
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表内訳書
- ・ 財務諸表に関する注記
- ・ 付属明細書
- ・ 財産目録
- ・ 監査証明

第３号議案 役員の選任について

議長は理事については、本定時社員総会の終結と同時に任期満了となるので、改選の必要があることを述べました。

被選任者としては、理事として、再任するものは、後房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、野々山理恵子、今村正治、岩岡ひとみの８名、監事として再任するものは山田尚武、小山章仁が新たに就任することを説明しました。新任の監事については、氏名、略歴、当協会との関係等について詳細な説明がなされました。なお、監事の大崎泰寛は、一身上の都合により、任期満了にて退任することが説明されました。

下記のとおり満場一致で可決しました。

理事 後 房雄（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決した。

理事 田島 誠一（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 藤岡喜美子（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 池本 修吾（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 小西由美枝（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 野々山理恵子（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 今村 正治（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 岩岡 ひとみ（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

監事 山田尚武（任期：2021 年 11 月 27 日～2025 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

監事 小山章仁（任期：2021 年 11 月 27 日～2025 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

以上の全議決を、原案通り全会一致で可決しました。

なお、選任された後 房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、野々山理恵子、岩岡ひとみ、小山章仁は、席上にて、即時就任を承諾しました。理事の今村正治、小西由美枝、監事の山田尚武は、書面にて就任を承諾しました。

2. 理事会の開催

（1）第 1 回理事会

日時：2021 年 11 月 14 日（日）10:00～11:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 6 名、欠席 2 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人 13 期社員総会議案について承認されました。

協議事項：休眠預金の通常助成金の申請について協議されました。

（2）第 2 回理事会

日時：2021 年 11 月 27 日（月）18:00～20:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 6 名、欠席 2 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員の入会について承認されました。

会員の退会について承認されました。

協議事項：リレー討論会について協議されました。

（３）第３回理事会

日時：2022年8月26日（金）19:00～20:00

場所：jacevo 東海支部 住所：名古屋市北区平安1－9－22 オンライン会議

出席者：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人14期事業計画について、原案通り承認されました。提言活動について意見交換がなされました。

法人14期収支予算書について、原案通り承認されました。

資金調達及び設備投資の見込みについて承認しました。

会員入会について承認されました。

監事より2020年度休眠預金助成金事業について、質問がなされ、適正に事業が完了されたことが確認された。

3. 経営戦略会議の開催

（１）第１回経営戦略会議

日時：2022年2月9日（水）18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所

東京都大田区大森北二丁目3番15号 オンライン会議

出席者：田嶋誠一、後房雄、藤岡喜美子

内容：

（２）第２回経営戦略会議

日時：2022年5月2日（月）18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所

東京都大田区大森北二丁目3番15号 オンライン会議

内容：休眠預金の申請について、テーマと内容について議論しました。

（３）第３回経営戦略会議

日時：2022年7月27日（水）18:00～19:00

場所：jacevo 東海支部

住所：名古屋市北区平安1－9－22 オンライン会議

内容：休眠預金の申請内容について議論しました。

職員の雇用について執行理事からの報告がありました。

4. その他

第12期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年11月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

第14期 事業報告

2022年9月1日～2023年8月31日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて横断的につながり、互いに知見を学びあい(つなぐ)、互いに切磋琢磨して経営力を高め(伸ばす)、声をだし、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、日本が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たしながら連携し、多元的な社会の実現を目指すことを目的としています。

1. 事業に関する方針

サードセクター組織の経営者の能力開発事業（つなぐ事業）

あらゆる地域や社会課題の解決をすべて“官”に委ねるシステムは、もはや持続不可能であることは誰もが認識しています。新しい発想と機動力、柔軟な知力と行動力で社会変革に挑戦するサードセクター組織の基盤強化と発展が不可欠です。JACEVO は「優れた経営を行うサードセクター組織」が増えることを目指し活動しています。そのサードセクター組織が直面する課題は経営能力であると考えます。NPO関係者はかつて「経営」という言葉に拒否反応を示し、違和感を持っていましたが、最近では行政、企業、NPO等3つのセクターすべてが「管理」や「運営」でなく「経営」という表現を使うようになってきました。

地域や社会の課題を認識し、人々を結集し、解決策を見つけるための「道」を示すための「サードセクター組織の経営者」を繋ぎ、ともに学び、時には愚痴を語りあい、互いの知見を交換する部会活動や年次大会を行いました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業(伸ばす事業)

サードセクター組織の経営は、「ビジョンを設定し、ビジョン達成のために経営する」それは利益をだすことが目的でなく、ビジョン設定のために持続的な事業を行い「なんとかする」ということです。利益は結果としてだしていきます。

そして企業とNPO等は事業を行う組織であるという点で変わりはなく、事業を成功・発展させていくために必要な要素も共通点も多くあります。例えば、優れた経営を持続させるためのコーポレート・ガバナンス、透明性、説明責任が強く求められます。新事業の展開では、マーケティング、広報なども積極的に行うことが必要です。こうした経営努力はNPO等にも求められるものです。小規模のNPOでは、まず組織体制の

構築や適正な会計処理といった基本的なことが必要でしょう。さらに、社会的インパクトを増大させるためには、中期的戦略をたてる必要があります。組織の基盤強化のためには、持続可能な収益構造をつくることが不可欠です。単発の寄付に頼っているだけでは、経営はできません。サードセクター組織の経営者が有する資質を伸ばし、サードセクター組織の経営者にとって有効なセミナーや講座を実施しました。

サードセクターの在り方に関する調査、研究と提言事業(提言する事業)

ソーシャルインパクト評価は明確な目標を設定し、その進捗をモニタリングし、改善するためのツールとして役割が協調されています。そして具体的なツールとしてロジックモデル(以下LMという)が注目されています。LMはいろいろありますが、ツリー型ロジック・モデル・シート(以下TLMという)は当法人の後房雄が2005年に開発し、ガバナンスという雑誌に発表しています。また、作成方法については多くの皆様にご活用いただき、ブラッシュアップしていただきたく「稼ぐNPO」にて公開しています。

ところが、最近非常によく似たツールが公表されるようになってきました。表面的に模倣するとTLMは単なるLMの集合体となってしまいます。TLMは複数の事業(事業群)によって、ある程度大きな課題、ビジョン(将来実現しようとする状態)、目標を達成するという因果関係の全体像を1枚の図に示したものです。よってTLMはLMを集めたものとは質的に異なります。特に単線のLMは「事業ありき」「事業の正当化」のツールとして使われる可能性があります。誤った理解や表面的な模倣はソーシャルインパクト評価の役割を果たすどころか、サードセクター組織の良さを削いでいくツールとなってしまいます。

そこで、当協会が積極的にTLMの作成支援を行い、広く社会にその意味や意義を伝える準備を行いました。次年度はソーシャルインパクト評価とTLMについてのブックレットを作成し、現在のソーシャルインパクト評価に一石を投じます。

2. 運営に関する方針

本部と東海支部が連携し、全国各地のサードセクター組織の経営者と連携を取りながら、日本全国でのサービス展開を図り、JACEVOの理念実現に向けて活動していきます。

Ⅱ 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾は 2010 年より開催しています。先駆的な活動をしているサードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話しを聞いたり、互いの経験を交流しました。

(1) とことん SNS 活用 AtoZ セミナー

iSB 公共未来塾卒業生による企画です。

サードセクター組織こそ、広報戦略が必要です。SNS を本格的に活用し始めてから 3 年 4 ヶ月で、SNS の延べフォロワー数 12000 人を達成し、SNS を通した売り上げが 20 倍になった講師が、楽しみながら継続できる SNS 活用術を惜しみなくお伝えしました。

日程：2022 年 10 月 2 日(日)、11 月 13 日(日)、12 月 4 日(日)13:00～15:00

講師：大巳りささん

(株) エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa

参加者：7 名



大巳りささん 株式会社エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa 2006 年大手料理教室パン講師を経て、2009 年 1 月より自宅での天然酵母パン教室 Bread Salon Lisa 主宰。外部レッスン、各メーカーへのレシピ商品開発、一流シェフの講習会主催。

2020 年 6 月 7 日東急多摩川線矢口渡駅前にて、「安心安全なこだわりの素材のパンで健康になってほしい」という願いから天然酵母パン Bread Salon Lisa をオープン。SNS 活用の魔術師との定評があります。昨年より始めた小さなパン屋さん開業サポートは、東京をはじめ他県の方からの依頼も多くあります。今年度より「天使の指」と題して障がい者のかたとともに、パンづくりに挑戦しています。

(2) ギフテッド教育への招待 2022・2023

会員による企画です。

「専門家に聞くシリーズ」知りたい「ギフテッド」とはどんな子どもなの？
ギフテッドの子どもに必要な指導とは？子どもたちの個性を伸ばすには？

教育に携わる方々が知りたいことについて、教育学、発達心理学の専門家にお聞きしました。

【第1回】”子どもの「できた！」を支援する”

日程：2022年11月11日(金) 20:00～21:00

講師：愛媛大学教育学部教授 隅田学先生

参加者：50名

【第2回】「ギフティッドの子どもの気持ちの理解」

日程：2023年1月20日(金) 20:00～21:00

講師：上越教育大学大学院教授 角谷詩織先生

参加者：55名



(3) こども政策の新たな推進

こども政策の新たな推進～子ども家庭庁設置でどう変わる～

2022年6月、政府は「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」という3つの法律を成立・交付し、2023年4月にはこども政策のリーダーの役割として、こども家庭庁を設置しました。こども家庭庁の設置によって、政府の政策はどのように変わるのでしょうか。こども家庭庁の準備室の参事官からお話をお聞きし、政策について意見交換しました。

また、こどもを取り巻く課題は多様化・複雑化・深化が進み、政府・行政がすべての課題に対してきめ細かく対応することは事実上困難なものになってきています。愛知県は2004年、行政とNPOの協働のルールブックを全国に先駆けて制定し、知事と各NPOが署名し、協働を推進してきました。サードセクター組織と政府・行政との協働についても考えました。

日時：2023年12月15日(木) 15時～17時

場所：NPO プラザなごや（〒462-0819 名古屋市北区平安 1-9-22 3階会議室）

参加者：15名

「こども家庭庁の政策について」

山口正行氏内閣官房こども家庭庁設立準備室内閣参事官

意見交換

2) 年次大会

(1) 多角的福祉事業体の創出事業フォーラム

JACEVO では介護保険制度・障害者総合支援法・子ども子育て支援法等に基づくバウチャー制度を活用し、利用者目線で多角的に経営し、さらには制度外のサービスをも持続的に提供することを可能とする経営を行う事業体の支援をしました。

高齢者、障がいのある方、こども、外国人などの「困った」を、独自の工夫で、地域資源を活かし、制度内サービスを活用し、稼ぐ事業も行い、あるいは持続可能な寄付を仕組みをつくり、対価を得にくい制度外サービスも提供できる多角的福祉サービスを産みだす民間事業体創出を目指すフォーラムを開催しました。

日程：2023 年 1 月 22 日（日）13:00～15:30

会場：オンライン

参加者：76 名

内容：

13:00～13:10 開会挨拶、趣旨説明

後房雄（公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事）

13:10～13:40 「気軽に（笑）」から始め 21 年福祉は赤字でもやらなきゃと黒字事業もやり 190 人を雇用する多角的福祉サービス事業体へ」
湯浅しおりさん（特定非営利活動法人あいあい理事長）

13:40～14:10 「親子の笑顔と未来のために動いたら」

野口比呂美さん

（特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド代表）

14:10～14:20 休憩

14:20～15:30 パネルディスカッション

「多角的福祉サービスを提供する事業体への期待と広がり」

パネラー 湯浅しおりさん、野口比呂美さん、藤岡喜美子

コーディネーター 後房雄

スピーカープロフィール

■湯浅しおりさん



特定非営利活動法人あいあい理事長

2 児の母。2000 年、16 年続けた看護師から「気軽な気持ちで(笑)」介護職へ転職。尾鷲じゅうを営業に回り、勝手にチラシを作って配り、東京の本社を困惑させたという逸話がある。「面白いこと 1 回やってみたいよね」の精神で副理事を含めた少数のメンバーと NPO 法人を立ち上げ、2001 年に独立スタート。現在はスタッフ 240 名の規模に育てあげた。東日本大震災をきっかけに、津波避難ビルを兼ねた 7 階建ての介護・障害者支援施設を 2013 年に建設。

■野口比呂美さん



特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド代表

特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会副理事長

山形市在住。1991 年長女を出産後、育児サークルを結成。1998 年、育児サークルのネットワーク「やまがた育児サークルランド」(2003 年 NPO 法人)を立ち上げ代表となる。子育てしやすい地域づくりをめざし、育児サークル・子育て NPO 支援、育児情報提供、保育、女性の人材育成、調査研究等の活動を展開している。2002 年より山形市の中心市街地にて『子育てランドあ〜べ』(地域子育て支援拠点・一時預かり)を運営。東日本大震災後は、おもに福島からの避難家庭支援に幅広く取り組んだ。2014 年〜山形大学小白川キャンパス保育所、山形市児童遊戯施設「べにっこひろば」(2017 より指定管理)を運営。人材の育成にも興味を持ち、山形県社会教育委員、山形市教育委員などを経験。2014 年から「マザーズジョブサポート山形」を山形県より受託。産業カウンセラーキャリアコンサルタント。

■後 房雄

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

愛知大学地域政策学部教授

名古屋大学名誉教授

専門は、政治学、行政学、NPO 論。福祉国家と非営利セクター、自治体改革論などが研究テーマ。愛知県東海市において、市民参画、行政経営ができる総合計画作成支援を行い、その後、複数の自治体で政策アドバイザーを務める。著書に「NPO は公共サービスを担えるか」(法律文化社、2009 年)、共著に「稼ぐ NPO 〜利益をあげて社会的使命へ突き進む〜」(株式会社カナリアコミュニケーションズ、2016 年)、「現代日本の市民社会」(法律文化社 2019 年)、訳書に『準市場 もう一つの見えざる手 〜選択と競争による公共サービス〜』等。

■藤岡喜美子

公益社団法人日本サードセクター経営者協会（JACEVO）執行理事

東京海上火災保険（株）勤務、専業主婦になったあと、30代で婦人会長、福祉ボランティア団体を複数立ち上げ、その後地区推薦の町議会議員を務める。公益社団法人日本サードセクター経営者協会設立中心メンバー。市民、行政、企業の3つのセクターに身をおいた経験から新しい社会システム構築に向けての政策提言や活動を行う。複数の自治体で政策アドバイザーを務める。約1000件の起業支援実績がある。内閣府新しい公共の推進会議委員、中小企業庁 NPO 等新たな担い手に関する研究会委員、地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会委員、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）

「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」研究委員等政府委員歴任。

著書「ここがコミュニティ」市民フォーラム21・NPO センター2007年「サードセクター組織のためのビジネスモデルワークブック」JACEVO2011年。早わかり子ども子育て支援新制度（ぎょうせい）、「稼ぐNPO～利益をあげて社会的使命へ突き進む～」2016年株式会社カナリアコミュニケーションズ。「こどもと女性が安心できる任意の小規模避難所開設のためのハンドブック」2023年一般社団法人こども女性ネット東海。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾（10コマ）を2回、事業計画書作成セミナー2回、業種別セミナーを5回、販路拡大交流会1回開催しました。起業塾はビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型で開催しました。

（1）創業支援/事業計画書作成支援セミナー（オンライン開催）

日程：2022年9月22日（木）、29日（木） 9:00～12:30

参加者：23名

9月22日 （木）	創業支援セミナー	ビジョンを描く 商品サービスのコンセプトづくり	小久保和人さん
		創業に必要なマーケティングの知識 創業前に考えること・準備すること	小久保和人さん
9月29日 （木）	事業計画作成 セミナー	会計の基礎、収支計画のつくりかた	西武信用金庫
		事業計画作成のツボとコツ	西武信用金庫

講師

小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

益子智佳さん 株式会社コンサルート

(2) 販路拡大・交流会（オンライン開催）

日程：2022年10月12日(水) 13:30～16:30

参加者：19名

【第1部】 SNSの活用について	売上を20倍にしたSNS活用術 ・SNS基本的なテクニック ・SNS運営のコツ	大巳りさ
【第2部】 交流会	起業家による活動紹介と交流 「競争」から「共創」へ	藤岡喜美子

講師

大巳りささん エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa

江原明彦さん 日本政策金融公庫五反田支店 融資第二課長/中小企業診断士

小久保和人さん KOK コンサルティング代表/中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

立山恵子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会

(3) 業種別セミナー【社会を支えるソーシャルビジネス】（オンライン開催）

日程：2022年10月29日(土)13:30～16:30

参加者：18名

内容

- 13:30～14:00 「ソーシャルファームへの期待」
藤岡喜美子
公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
- 14:00～14:40 「障がいのあるかたとともに、地域づくり」
大屋幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役
- 14:40～15:20 「障がいがあると働けないの？」
富澤 泉さん 合同会社いづみカンパニー代表
- 15:30～16:30 パネルディスカッション「ソーシャルファームの広がり」
パネラー 大屋幸子さん、富澤泉さん、城南信用金庫
藤岡喜美子
コーディネーター 後房雄
公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

(4) 女性向け創業支援/事業計画書作成支援セミナー（オンライン）

日程：2022 年 11 月 25 日(金)、12 月 2 日(金) 9:30～12:30

参加者：20 名

11 月 25 日 (金)	創業支援セミナー	ビジョンを描く 商品サービスのコンセプトづくり	小久保和人
		創業に必要なマーケティングの知識 創業まえに考えること・準備すること	小久保和人
12 月 2 日 (金)	事業計画作成 セミナー	会計の基礎、収支計画のつくりかた	昭和信用金庫
		事業計画作成のツボとコツ	昭和信用金庫

講師

小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

武田直也さん 昭和信用金庫 創業者支援施設スタートアップえびす
インキュベーションマネージャー

(5) 業種別セミナー【保育サービスの課題と可能性】（オンライン）

子育て関連の新規マーケットについて～こども家庭庁の創設に伴って～

日程：2023 年 1 月 27 日（金） 13:00～16:00

参加者：4 名

内容

13:00～13:45 「子ども子育て関連の制度の流れ」

佐藤純子さん 流通経済大学 社会学部社会学科教授
NPO 法人 日本プレイセンター協会理事長

13:45～14:30 「保育起業家による事例報告と今後の経営戦略」

宮武慎一さん 社会福祉法人調布白雲福祉会理事長

14:30～16:00 「どうなる！どうする子育て分野の事業」

トークセッション(鼎談)

佐藤純子さん、宮武慎一さん、藤岡喜美子

(6) 業種別セミナー【新時代を迎えるネットビジネス】（オンライン）

商品やサービスをネットで販売したいけど、何を準備すればよいか
わからない方のための EC 販売セミナーです。

始めるには悩みも多い方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

10 年以上中小企業のインターネットを活用した販路開拓支援、DX 支援

に従事している講師が詳しく解説しました。

日程：2023年2月24日（金） 9:30～12:30

参加者：9名

講師：丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役

（7）DX等活用セミナー「PEST分析に使えるテキストマイニング」（オンライン）

ビジネスの置かれている環境を知るために必要なPEST分析ですが、それはどのように行えばいいのでしょうか？

その問いに答えられるようになるのがこのセミナーの目的です。

PEST分析がどのようなものかは分かっていますが、その詳しい方法は誰も教えてくれません。その理由は、調べるべき情報が多すぎる事と、調べる人による解釈が曖昧な事です。そこで、曖昧な情報を大量に分析する事に適したテキストマイニングを使う事で、誰でも効率的にPEST分析を行う方法を身につける事ができます。

日程：2023年3月14日（火） 13:30～16:30

参加者：9名

講師：金井伸也さん

専門学校東京テクニカルカレッジ データサイエンス+AI科 科長
修士（理学）、修士（経営学）

（8）「城南創業スクール」（ハイブリット開催）

日程：2023年7月7日（金）、21日（金）、28日（金）

8月4日（金）、18日（金）13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：11名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第 1 日 目	7月7日 （金）	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	千葉駿介
第 2 日 目	7月21日 （金）	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人

第 3 日 目	7月28日 (金)	必要な資金と資金調達(1) 資金計画、収支計画の作り方 金融機関が見るポイント	・創業時必要な資金 ・資金計画、収支計画 ・資金調達、資金繰り	2.0	竹山裕介
		必要な資金と資金調達 (2)	・資金調達(クラウドファン デング) ・資金調達(補助金)	1.0	城南信用金庫
第 4 日 目	8月4日 (金)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第 5 日 目	8月18日 (金)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 日本政策金融公庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 日本政策金融公庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

千葉駿介さん	株式会社 neoAI CEO
小久保和人さん	KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
竹山裕介さん	日本政策金融公庫五反田支店 融資第二課長中小企業診断士
丸山 恵子さん	WOMANET 株式会社 代表取締役
城南信用金庫	経営サポート部
藤岡喜美子さん	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(9) 「女性向け創業セミナー」 (オンライン開催)

日程：2023年8月5日(土)、12日(土)、19日(土)、26日(土)、
9月9日(土) 9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：13名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第	8月5日	ビジネスとは何か	・ビジネスとは何か	1.5	藤岡喜美子

1 日 目	(土)	ビジョンを可視化する	・ビジョンを可視化する		
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	界外亜由美
第 2 日 目	8月12日 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第 3 日 目	8月19日 (土)	会計の基礎 収支計画につくりかた	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		資金繰り表の作り方 必要な資金と資金調達	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	藤岡喜美子
第 4 日 目	8月26日 (土)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEBマーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第 5 日 目	9月9日 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

界外亜由美さん mugichocolate 株式会社 代表取締役
 小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
 丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(10) 業種別セミナー【保育サービスの課題と可能性】(オンライン)

2023年4月にはこども家庭庁が新設され、新たな政策が推進されていきます。保育園の運営、保育園種類や制度の基本的なこと、基準のこと、保育内容のこと、使える補助金のことについてお話いただきます。保育園を開業し

たい方・関心がある方子育て支援を行いたい方のために、創業経験者から具体的なお話をしてもらいます。

日程：2023年8月27日(日) 13:00～16:00

参加者：3名

講師：小西由美枝さん はぐはぐキッズ株式会社代表取締役

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) 持続可能な収益構造のためのセミナー【ハイブリット】

【1日目】

日時:2023年7月26日(水) 12:30～14:30

参加者：オンライン11名、会場11名

内容：

12:30～13:30 「日本における行政と NPO との協働と多角的福祉サービスの必要性」

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

13:30～14:30 「制度内サービスと制度外サービスを提供し、

どのように相乗効果を生み出すか」

丸山 冬芽さん NPO 法人福祉サポートセンター さわやか愛知 副理事長

さわやかタウン施設長 養成 共 育部 管理者

【2日目】

日時:2023年7月27日(木) 10:00～12:00

参加者：オンライン6名、会場11名

内容：

10:00～ 11:00 「休眠預金評価システムの現状と成果を生み出す評価制度へ」

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

11:00～12:00 「指標の設定と現状値の測定」

4) 講師派遣事業

(1) 日本工学院専門学校への講師派遣 通年

IT カレッジ情報ビジネス科にて、学生がグループに分かれ、地域や社会の課題を解決するためのビジネスプランの作成を支援しました。

(2) 起業セミナー

場所：emCAMPUS STUDIO

内容：あなたの『好き』を『仕事』にする

日時：2022 年 9 月 18 日（日）13:00～15:00

講師：藤岡喜美子

参加者：28 名

(3) NPO セミナー

場所：武蔵野プレイス

内容：NPO のビジネスモデルとフルコスト

日時：2022 年 9 月 18 日（日）13:00～15:00

講師：後房雄

参加者：26 名

(4) 蕨市協働セミナー

日時：2023 年 8 月 3 日（木）13:30～15:00

場所：蕨市中央公民館

内容：「協働の基礎知識」

参加者：30 名 職員、市民

(5) 委員派遣

伊勢市公益活動促進委員副委員長

委員：藤岡喜美子

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルテ

ィングを実施しました。今期は多角的福祉サービスを創出するサードセクター組織を重点的にサポートしました。福島県、東京都、三重県、奈良県、兵庫県において実施いたしました。

コンサルティング実績：35 団体

多角的福祉サービスを創出する事業体：6 団体

6) コンサルタント養成講座

日時：2023 年 4 月 16 日(日)、4 月 23 日(日) 9：30～18:00

場所：オンライン

参加者：5 名

内容：ツリー型ロジック・モデル・シート（TLM）の作成支援ができ、ビジョンに共感し、サードセクター組織を寄り添い支援ができる人材の養成講座です。資格認定の条件を満たされた方は JACEVO 認定コンサルタントの認定証を交付します。課題の TLM を提出された 3 名が今後上席コンサルタントのコンサルティングに同席します。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

ツリー型ロジック・モデルシートの事例の収集を行いました。20 団体のツリー型ロジックモデルの公開の了解をいただき、今後作り方とともに公開の準備をしました。

2) 政府などへの提言活動

大田区、愛知県にサードセクター組織との協働について提言いたしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非

営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

1. 社員総会の開催

日 時：2022年11月12日（土）18:00～19:00

場 所：パシオンTOKYO/オンライン

出席者：7名

定足数29名（正会員59名）に対し、出席者7名、議決権行使書6名、委任状23名、合計36名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 第13期事業報告の承認に関する件

議長は法人13期（自2021年9月1日～至2022年8月31日）における事業状況を法人13期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第2号議案 第13期決算報告の承認に関する件

議長は法人13期（自2021年9月1日～至2022年8月31日）における決算状況を法人13期決算報告書（案）において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員からの監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 正味財産増減計算書内訳書
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表内訳書
- ・ 財務諸表に関する注記
- ・ 付属明細書
- ・ 財産目録
- ・ 監査証明

第3号議案 役員の選任について

議長は理事については、本定時社員総会の終結と同時に任期満了となるので、改選の必要があることを述べました。

被選任者としては、理事として、再任するものは、後房雄、田島誠一、藤岡

喜美子、池本修吾、小西由美枝、野々山理恵子、今村正治、岩岡ひとみの 8 名、監事として再任するものは山田尚武、小山章仁の 2 名。

下記のとおり満場一致で可決しました。

理事 後 房雄(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決した。

理事 田島 誠一(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 藤岡喜美子(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 池本 修吾(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 小西由美枝(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 野々山理恵子(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 今村 正治(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 岩岡ひとみ(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

監事 山田尚武(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

監事 小山章仁(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

以上の全議決を、原案通り全会一致で可決しました。

なお、選任された後房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、山田尚武、小山章仁は、席上にて、即時就任を承諾しました。理事の今村正治、野々山理恵子、岩岡ひとみは、書面にて就任を承諾しました。

2. 理事会の開催

(1) 第 1 回理事会

日時:2022 年 10 月 29 日(土) 18:00～19:00

場所:JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安 1-9-22)

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席 名、欠席 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人14期社員総会議案について承認されました。

会員入会について承認されました。

協議事項：公益法人としての経営方針について意見交換がなされた。

（２）第２回理事会

日時：2023年2月13日（金）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22） / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

審議事項：R4年休眠預金活用事業「多角的福祉事業創出」採択団体について
会員入会について

協議事項：公益財団法人認定委員会報告について

一般財団法人日本民間公益活動連携機構の評価制度について

（３）第３回理事会

日時：2023年4月19日（水）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22） / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：岩岡理事辞任について

2022年度休眠預金活用事業審査結果公表について

協議事項：2023年度休眠預金活用事業申請について

JANPIA 評価の手引書について

（４）第４回理事会

日時：2023年7月5日（水）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22） / オンライン

出席者：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：岩岡理事辞任について

2022年度休眠預金活用事業進捗状況について

2023年度東京都創業スクール予定について

審議事項：役員変更について承認されました。

協議事項：2023年度休眠預金活用事業申請について

JANPIA 評価の手引書について

（５）第５回理事会

日時： 2023 年 8 月 21 日（月） 19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安 1－9－22） / オンライン

出席者：決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事項：代表理事後房雄、執行理事藤岡喜美子より JNAPIA が作成した評価手引書について、現在意見交換をしていることが報告された。

審議事項：法人 15 期事業計画について承認されました。

法人 15 期収支予算書について承認されました。

資金調達及び設備投資の見込みについて承認されました。

３．経営戦略会議の開催

（１）第１回経営戦略会議

日時：2022 年 12 月 2 日（金） 18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所（大田区大森北二丁目 3 番 15 号）/オンライン

出席者：田嶋誠一、後房雄、藤岡喜美子

内容：休眠預金事業における評価の進め方について議論しました。

（２）第２回経営戦略会議

日時：2023 年 1 月 12 日（木） 18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所（大田区大森北二丁目 3 番 15 号）/オンライン内容：

内容：休眠預金の申請について、テーマと内容について議論しました。

（３）第３回経営戦略会議

日時：2023 年 2 月 22 日（水） 18:00～19:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安 1－9－22） / オンライン

内容：休眠預金をコンソーシアムで申請するかどうか議論しました。

職員の雇用について執行理事からの報告がありました。

４．その他

第 14 期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和 5 年 11 月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

正味財産増減計算書

令和2年9月1日 から 令和3年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				
正会員受取会費	210,000	330,000	△ 120,000	
事業収益				
サードセクター経営者をつなぐことに資する事業	0	0	0	
サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業	6,324,729	5,905,352	419,377	
サードセクターとしての提言活動をするに資する事業	0	0	0	
共通収益	0	1,087,060	△ 1,087,060	
受取補助金等				
受取国庫補助金	30,434,345	1,910,173	28,524,172	
受取寄付金	0	51,000	△ 51,000	
雑収益				
受取利息	546	543	3	
雑収入	0	0	0	
経 常 収 益 計	36,969,620	9,284,128	27,685,492	
(2) 経常費用				
事業費				
売上原価	0	0	0	
給料手当	3,240,650	2,567,552	673,098	
臨時雇賃金	1,694,155	394,700	1,299,455	
法定福利費	584,430	233,661	350,769	
旅費交通費	1,548,225	1,513,215	35,010	
通信運搬費	434,770	279,516	155,254	
地代家賃	592,800	751,883	△ 159,083	
消耗品費	333,160	562,471	△ 229,311	
運賃	0	2,393	△ 2,393	
支払報酬	1,126,630	455,887	670,743	
活動支援金	25,500,000		25,500,000	
委託料	455,600	358,055	97,545	
広告宣伝費	0	17,662	△ 17,662	
支払手数料	51,938	22,962	28,976	
諸会費	36,700	0	36,700	
新聞図書費	0	63,000	△ 63,000	
印刷製本費	39,798	125	39,673	
雑費	3,200	2,500	700	
事 業 費 合 計	35,642,056	7,225,582	28,416,474	
管理費				
給料	115,600	285,283	△ 169,683	
法定福利費	23,120	25,962	△ 2,842	
旅費交通費	1,126	22,034	△ 20,908	
通信運搬費	273,100	249,443	23,657	
地代家賃	592,800	751,882	△ 159,082	
消耗品費	0	32,156	△ 32,156	
租税公課	60,150	27,850	32,300	
事務用品費	0	600	△ 600	
支払報酬	242,070	177,822	64,248	
支払手数料	4,580	650	4,030	
諸会費	15,000	5,000	10,000	
管 理 費 合 計	1,327,546	1,578,582	△ 251,036	
経 常 費 用 計	36,969,602	8,804,164	28,165,438	
評価損益等調整前当期経常増減額	18	479,964	△ 479,946	
当 期 経 常 増 減 額	18	479,964	△ 479,946	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
前期正味財産増減修正益	0	0	0	
経 常 外 収 益 計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経 常 外 費 用 計	0	0	0	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	18	479,964	△ 479,946	
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	560,468	80,504	479,964	
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	560,486	560,468	18	
II 指定正味財産増減の部				
III 正 味 財 産 期 末 残 高	560,486	560,468	18	

正味財産増減計算書内訳表

令和2年9月1日 から 令和3年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					法人会計	内部取引消去	合 計
	つなぐ事業	伸ばす事業	提言事業	共 通	小 計			
I. 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取会費	38,105	895		85,500	124,500	85,500		210,000
事業収益		6,324,729			6,324,729			6,324,729
受取補助金等		28,078,633		1,113,667	29,192,300	1,242,045		30,434,345
雑収益				545	545	1		546
経常収益計	38,105	34,404,257		1,199,712	35,642,074	1,327,546		36,969,620
(2) 経常費用								
事業費								
給料手当		3,125,050		115,600	3,240,650			3,240,650
臨時雇賃金		1,694,155			1,694,155			1,694,155
法定福利費		561,310		23,120	584,430			584,430
旅費交通費		1,548,225			1,548,225			1,548,225
通信運搬費	37,280	147,196		250,294	434,770			434,770
地代家賃				592,800	592,800			592,800
消耗品費		289,680		43,480	333,160			333,160
支払報酬		1,126,630			1,126,630			1,126,630
活動支援金		25,500,000			25,500,000			25,500,000
委託料		320,000		135,600	455,600			455,600
支払手数料	825	38,995		12,118	51,938			51,938
諸会費		10,000		26,700	36,700			36,700
印刷製本費		39,798			39,798			39,798
雑費		3,200			3,200			3,200
事業費合計	38,105	34,404,239		1,199,712	35,642,056			35,642,056
管理費								
給料						115,600		115,600
法定福利費						23,120		23,120
旅費交通費						1,126		1,126
通信運搬費						273,100		273,100
地代家賃						592,800		592,800
租税公課						60,150		60,150
支払報酬						242,070		242,070
支払手数料						4,580		4,580
諸会費						15,000		15,000
管理費合計						1,327,546		1,327,546
経常費用計	38,105	34,404,239		1,199,712	35,642,056	1,327,546		36,969,602
評価損益等調整前当期経常増減額		18			18			18
評 価 損 益 等 計								
当 期 経 常 増 減 額		18			18			18
2. 経常外増減の部								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
経常外費用計								
当期一般正味財産増減額		18			18			18
一般正味財産期首残高	△ 3,031,151	3,608,120	93,846	△ 60,033	610,782	△ 50,314		560,468
一般正味財産期末残高	△ 3,031,151	3,608,138	93,846	△ 60,033	610,800	△ 50,314		560,486
II 指定正味財産増減の部								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高	△ 3,031,151	3,608,138	93,846	△ 60,033	610,800	△ 50,314		560,486

貸借対照表

令和3年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 : 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	3,805,166	892,703	2,912,463
仮払金	0	0	0
前払費用	100,000	100,000	0
未収入金	0	0	0
商品	0	0	0
流 動 資 産 合 計	3,905,166	992,703	2,912,463
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産 合 計	0		0
(2) 特定資産			
敷金	165,000	165,000	0
出資金	10,000	10,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	175,000	175,000	0
固 定 資 産 合 計	175,000	175,000	0
資 産 合 計	4,080,166	1,167,703	2,912,463
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,306	261,340	△ 247,034
前受金	3,088,680	0	3,088,680
預り金	416,694	345,895	70,799
流 動 負 債 合 計	3,519,680	607,235	2,912,445
2. 固定負債			
固 定 負 債 合 計	0	0	0
負 債 合 計	3,519,680	607,235	2,912,445
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			0
(うち特定資産への充当額)			0
2. 一般正味財産	560,486	560,468	18
(うち基本財産への充当額)	0		0
(うち特定資産への充当額)	0		0
正 味 財 産 合 計	560,486	560,468	18
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	4,080,166	1,167,703	2,912,463

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

① 消費税の会計処理、税込経理によっている。

② 固定資産の減価償却方法は以下のとおり

有形固定資産 : 定率法 (ただし建物は定額法) 無形固定資産 : 定額法

少額減価償却資産 : 一括償却

③ リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

貸借対照表内訳表

令和3年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金・預金	3,805,166				3,805,166
前払費用	100,000				100,000
流 動 資 産 合 計	3,905,166	0	0	0	3,905,166
2. 固定資産					
(1) 基本財産					0
基 本 財 産 合 計	0	0	0	0	0
(2) 特定資産					
敷金	165,000				165,000
出資金	10,000				10,000
					0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	175,000	0	0	0	175,000
固 定 資 産 合 計	175,000	0	0	0	175,000
資 産 合 計	4,080,166	0	0	0	4,080,166
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	14,306				14,306
前受金	3,088,680				3,088,680
預り金	416,694				416,694
流 動 負 債 合 計	3,519,680	0	0	0	3,519,680
2. 固定負債					
固 定 負 債 合 計	0	0	0	0	0
負 債 合 計	3,519,680	0	0	0	3,519,680
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0	0	0
(うち基本財産への充当額)					0
(うち特定資産への充当額)					0
2. 一般正味財産	610,800		△ 50,314		560,486
(うち基本財産への充当額)					0
(うち特定資産への充当額)					0
正 味 財 産 合 計	610,800	0	△ 50,314	0	560,486
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	4,130,480	0	△ 50,314	0	4,080,166

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、公益法人会計基準(平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

該当なし

(3) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込経理によっています

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産				0
該当なし				0
				0
特定資産				0
該当なし				0
				0
合 計	0	0	0	0

3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
該当なし			
合 計	0	0	0

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表に対する注記「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、ここでの記載を省略しております。

2. 引当金の明細

当該事項はありません。

財産目録

令和3年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産				
	現金(本部)	手元保管	運転資金として	30,516
	普通預金	西武信用金庫	運転資金として	18,022
	普通預金	三菱UFJ銀行／原宿支店	〃	1,773,607
	普通預金	三菱UFJ銀行／大森支店	〃	1,960,680
	普通預金	中央労働金庫	〃	1,504
	普通預金	共立信用金庫	〃	20,837
	前払費用	本田寛	東海支部家賃9月分	100,000
流動資産合計				3,905,166
固定資産				
基本財産				
基本財産合計				0
特定資産				
特定資産合計				0
その他固定資産				
	出資金	西武信用金庫		10,000
	敷金			165,000
その他固定資産合計				175,000
固定資産合計				175,000
資		産	合	計
				4,080,166
流動負債				
	未払金	旅費交通費・通信費他		14,306
	前受金	休眠緊急助成前受分		3,088,680
	預り金	源泉所得税		213,078
		源泉所得税 講師分		32,855
		社会保険料		167,661
		市県民税		3,100
流動負債合計				3,519,680
固定負債				
固定負債合計				0
負		債	合	計
				3,519,680
正		味	財	産
				560,486

監査報告書

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

代表理事 後 房雄 殿

代表理事 田島 誠一 殿

令和3年11月14日

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

監事

山田尚武

監事

大崎 泰寛

監事は、令和2年9月1日から令和3年8月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

正味財産増減計算書

令和3年9月1日 から 令和4年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 : 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				
正会員受取会費	430,000	210,000	220,000	
事業収益				
サードセクター経営者をつなぐことに資する事業	0	0	0	
サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業	5,986,498	6,324,729	△ 338,231	
サードセクターとしての提言活動をするに資する事業	0	0	0	
共通収益	2,045,903	0	2,045,903	
受取補助金等				
受取国庫補助金	4,161,448	30,434,345	△ 26,272,897	
受取寄付金	0		0	
雑収益				
受取利息	544	546	△ 2	
雑収入	0	0	0	
			0	
経 常 収 益 計	12,624,393	36,969,620	△ 24,345,227	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	3,618,259	3,240,650	377,609	
臨時雇賃金	864,525	1,694,165	△ 829,630	
法定福利費	724,148	584,430	139,718	
旅費交通費	1,445,522	1,548,225	△ 102,703	
通信運搬費	614,737	434,770	179,967	
交際費	0	0	0	
地代家賃	694,650	592,800	101,850	
消耗品費	70,369	333,160	△ 262,791	
租税公課	14,000	0	14,000	
支払報酬	1,201,000	1,126,630	74,370	
活動支援金	0	25,500,000	△ 25,500,000	
委託料	940,994	455,600	485,394	
広告宣伝費	44,259	0	44,259	
支払手数料	25,498	51,938	△ 26,440	
諸会費	23,300	36,700	△ 13,400	
新聞図書費	5,280	0	5,280	
印刷製本費	300,000	39,798	260,202	
雑費	4,500	3,200	1,300	
事 業 費 合 計	10,591,041	35,642,056	△ 25,051,015	
管理費				
給料	207,000	115,600	91,400	
法定福利費	31,748	23,120	8,628	
旅費交通費	4,864	1,126	3,738	
通信運搬費	349,665	273,100	76,565	
地代家賃	694,650	592,800	101,850	
消耗品費	30,087	0	30,087	
租税公課	25,000	60,150	△ 35,150	
広告宣伝費	7,180		7,180	
支払報酬	235,400	242,070	△ 6,670	
委託料	140,994		140,994	
支払手数料	1,319	4,580	△ 3,261	
諸会費	23,300	15,000	8,300	
管 理 費 合 計	1,751,207	1,327,546	423,661	
経 常 費 用 計	12,342,248	36,969,602	△ 24,627,354	
評価損益等調整前当期経常増減額	282,145	18	282,127	
当 期 経 常 増 減 額	282,145	18	282,127	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0			
前期正味財産増減修正益	0	0	0	
経 常 外 収 益 計	0	0	0	
(2) 経常外費用	0			
経 常 外 費 用 計	0	0	0	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	282,145	18	282,127	
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	560,486	560,468	18	
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	842,631	560,486	282,145	
II 指定正味財産増減の部				
III 正 味 財 産 期 末 残 高	842,631	560,486	282,145	

正味財産増減計算書内訳表

令和3年9月1日 から 令和4年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					法人会計	内部取引消去	合 計
	つなぐ事業	伸ばす事業	提言事業	共 通	小 計			
I. 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取会費	180,021			119,449	299,470	130,530		430,000
事業収益		5,986,498		1,025,770	7,012,268	1,020,133		8,032,401
受取補助金等	35,460	3,161,883		364,105	3,561,448	600,000		4,161,448
雑収益						544		544
経常収益計	215,481	9,148,381		1,509,324	10,873,186	1,751,207		12,624,393
(2) 経常費用								
事業費								
給料手当	132,000	3,288,259		198,000	3,618,259			3,618,259
臨時雇賃金		864,525			864,525			864,525
法定福利費	21,165	671,235		31,748	724,148			724,148
旅費交通費		1,436,250		9,272	1,445,522			1,445,522
通信運搬費	21,491	243,580		349,666	614,737			614,737
地代家賃				694,650	694,650			694,650
消耗品費		40,282		30,087	70,369			70,369
租税公課				14,000	14,000			14,000
支払報酬	40,000	1,161,000			1,201,000			1,201,000
委託料		800,000		140,994	940,994			940,994
広告宣伝費		37,079		7,180	44,259			44,259
支払手数料	825	15,246		9,427	25,498			25,498
諸会費				23,300	23,300			23,300
新聞図書費		5,280			5,280			5,280
印刷製本費		300,000			300,000			300,000
雑費		3,500		1,000	4,500			4,500
事業費合計	215,481	8,866,236		1,509,324	10,591,041			10,591,041
管理費								
給料						207,000		207,000
法定福利費						31,748		31,748
旅費交通費						4,864		4,864
通信運搬費						349,665		349,665
地代家賃						694,650		694,650
消耗品費						30,087		30,087
租税公課						25,000		25,000
広告宣伝費						7,180		7,180
支払報酬						235,400		235,400
委託料						140,994		140,994
支払手数料						1,319		1,319
諸会費						23,300		23,300
管理費合計						1,751,207		1,751,207
経常費用計	215,481	8,866,236		1,509,324	10,591,041	1,751,207		12,342,248
評価損益等調整前当期経常増減額		282,145			282,145			282,145
評 価 損 益 等 計								
当期経常増減額		282,145			282,145			282,145
2. 経常外増減の部								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
経常外費用計								
当期一般正味財産増減額		282,145			282,145			282,145
一般正味財産期首残高	△ 3,031,151	3,608,120	93,846	△ 60,033	610,800	△ 50,314		560,486
一般正味財産期末残高	△ 3,031,151	3,890,265	93,846	△ 60,033	892,945	△ 50,314		842,631
II 指定正味財産増減の部								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高	△ 3,031,151	3,890,265	93,846	△ 60,033	892,945	△ 50,314		842,631

貸借対照表

令和4年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	225,753	3,805,166	△ 3,579,413
仮払金	14,700	0	14,700
前払費用	100,000	100,000	0
未収入金	1,750,770	0	1,750,770
商品	0	0	0
流 動 資 産 合 計	2,091,223	3,905,166	△ 1,813,943
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産 合 計	0		0
(2) 特定資産			
敷金	165,000	165,000	0
出資金	10,000	10,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	175,000	175,000	0
固 定 資 産 合 計	175,000	175,000	0
資 産 合 計	2,266,223	4,080,166	△ 1,813,943
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	932,576	14,306	918,270
前受金		3,088,680	△ 3,088,680
預り金	491,016	416,694	74,322
流 動 負 債 合 計	1,423,592	3,519,680	△ 2,096,088
2. 固定負債			
固 定 負 債 合 計	0	0	0
負 債 合 計	1,423,592	3,519,680	△ 2,096,088
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			0
(うち特定資産への充当額)			0
2. 一般正味財産	842,631	560,468	282,163
(うち基本財産への充当額)	0		0
(うち特定資産への充当額)	0		0
正 味 財 産 合 計	842,631	560,468	282,163
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,266,223	4,080,148	△ 1,813,925

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

① 消費税の会計処理、税込経理によっている。

② 固定資産の減価償却方法は以下のとおり

有形固定資産 : 定率法 (ただし建物は定額法) 無形固定資産 : 定額法

少額減価償却資産 : 一括償却

③ リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表に対する注記「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、ここでの記載を省略しております。

2. 引当金の明細

当該事項はありません。

財産目録

令和4年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産	現金(本部)	手元保管	運転資金として	30,516
	普通預金	西武信用金庫	運転資金として	18,322
	普通預金	三菱UFJ銀行／原宿支店	〃	154,335
	普通預金	三菱UFJ銀行／大森支店	〃	0
	普通預金	中央労働金庫	〃	1,504
	普通預金	共立信用金庫	〃	21,076
	仮払金	市県民税過払い		14,700
	前払費用	本田寛	東海支部家賃9月分	100,000
	未収入金	コミュニティービジネスサポートセンター	受託事業費	1,750,770
流動資産合計				2,091,223
固定資産				
基本財産				
基本財産合計				0
特定資産				
特定資産合計				0
その他固定資産				
	出資金	西武信用金庫		10,000
	敷金			165,000
その他固定資産合計				175,000
固定資産合計				175,000
資 産 合 計				2,266,223
流動負債	未払金	旅費交通費・通信費他		932,576
	預り金	源泉所得税		260,294
		源泉所得税 講師分		36,939
		社会保険料		193,783
		市県民税		
流動負債合計				1,423,592
固定負債				
固定負債合計				0
負 債 合 計				1,423,592
正 味 財 産				842,631

監査報告書

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

代表理事 後 房雄 殿

代表理事 田島 誠一 殿

令和 4 年 10 月 29 日

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

監事

山田 の 武

監事

小山 章 仁

監事は、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

正味財産増減計算書

令和4年9月1日 から 令和5年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				
正会員受取会費	460,000	430,000	30,000	
事業収益				
サードセクター経営者をつなぐことに資する事業	14,789	0	14,789	
サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業	6,792,592	5,986,498	806,094	
サードセクターとしての提言活動することに資する事業	0	0	0	
共通収益	606,492	2,045,903	△ 1,439,411	
受取補助金等				
受取国庫補助金	28,665,556	4,161,448	24,504,108	
受取寄付金	20,000	0	20,000	
雑収益				
受取利息	544	544	0	
雑収入	0	0	0	
経 常 収 益 計	36,559,973	12,624,393	23,935,580	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	8,953,346	3,618,259	5,335,087	
臨時雇賃金	0	864,525	△ 864,525	
法定福利費	479,517	724,148	△ 244,631	
旅費交通費	1,655,164	1,445,522	209,642	
通信運搬費	356,802	614,737	△ 257,935	
地代家賃	890,300	694,650	195,650	
消耗品費	624,586	70,369	554,217	
租税公課	26,450	14,000	12,450	
支払報酬	1,222,650	1,201,000	21,650	
活動支援金	18,909,360	0	18,909,360	
委託料	303,150	940,994	△ 637,844	
広告宣伝費	98,328	44,259	54,069	
支払手数料	29,469	25,498	3,971	
諸会費	20,210	23,300	△ 3,090	
新聞図書費	3,300	5,280	△ 1,980	
印刷製本費	53,896	300,000	△ 246,104	
雑費	12,070	4,500	7,570	
事 業 費 合 計	33,638,598	10,591,041	23,047,557	
管理費				
給料	1,531,643	207,000	1,324,643	
法定福利費	140,193	31,748	108,445	
旅費交通費	41,924	4,864	37,060	
通信運搬費	13,436	349,665	△ 336,229	
地代家賃	890,300	694,650	195,650	
消耗品費	0	30,087	△ 30,087	
租税公課	0	25,000	△ 25,000	
広告宣伝費	0	7,180	△ 7,180	
支払報酬	198,000	235,400	△ 37,400	
委託料	0	140,994	△ 140,994	
支払手数料	15,103	1,319	13,784	
諸会費	0	23,300	△ 23,300	
雑費	7,870	0	7,870	
管 理 費 合 計	2,838,469	1,751,207	1,087,262	
経 常 費 用 計	36,477,067	12,342,248	24,134,819	
評価損益等調整前当期経常増減額	82,906	282,145	△ 199,239	
当 期 経 常 増 減 額	82,906	282,145	△ 199,239	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
前期正味財産増減修正益	0	0	0	
経 常 外 収 益 計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経 常 外 費 用 計	0	0	0	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	82,906	282,145	△ 199,239	
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	842,631	560,486	282,145	
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	925,537	842,631	82,906	
II 指定正味財産増減の部				
III 正 味 財 産 期 末 残 高	925,537	842,631	82,906	

正味財産増減計算書内訳表

令和4年9月1日 から 令和5年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					法人会計	内部取引消去	合 計
	つなぐ事業	伸ばす事業	提言事業	共 通	小 計			
I. 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取会費				437,000	437,000	23,000		460,000
事業収益	14,789	6,792,592		303,246	7,110,627	303,246		7,413,873
受取補助金等		22,880,973		2,892,292	25,773,265	2,892,291		28,665,556
受取寄付金				20,000	20,000			20,000
雑収益						544		544
経常収益計	14,789	29,673,565		3,652,538	33,340,892	3,219,081		36,559,973
(2) 経常費用								
事業費								
給料手当	7,379	7,414,323		1,531,644	8,953,346			8,953,346
法定福利費	150	339,174		140,193	479,517			479,517
旅費交通費	7,260	1,605,980		41,924	1,655,164			1,655,164
通信運搬費		325,437		31,365	356,802			356,802
地代家賃				890,300	890,300			890,300
消耗品費		561,121		63,465	624,586			624,586
租税公課		1,450		25,000	26,450			26,450
支払報酬		1,222,650			1,222,650			1,222,650
活動支援金		18,909,360			18,909,360			18,909,360
委託料		243,150		60,000	303,150			303,150
広告宣伝費		98,328			98,328			98,328
支払手数料		14,586		14,883	29,469			29,469
諸会費		3,110		17,100	20,210			20,210
新聞図書費		3,300			3,300			3,300
印刷製本費		53,896			53,896			53,896
雑費		4,200		7,870	12,070			12,070
事業費合計	14,789	30,800,065		2,823,744	33,638,598			33,638,598
管理費								
給料						1,531,643		1,531,643
法定福利費						140,193		140,193
旅費交通費						41,924		41,924
通信運搬費						13,436		13,436
地代家賃						890,300		890,300
支払報酬						198,000		198,000
支払手数料						15,103		15,103
雑費						7,870		7,870
管理費合計						2,838,469		2,838,469
経常費用計	14,789	30,800,065		2,823,744	33,638,598	2,838,469		36,477,067
評価損益等調整前当期経常増減額		△ 1,126,500		828,794	△ 297,706	380,612		82,906
評価損益等計								
当期経常増減額		△ 1,126,500		828,794	△ 297,706	380,612		82,906
2. 経常外増減の部								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
経常外費用計								
当期一般正味財産増減額		△ 1,126,500		828,794	△ 297,706	380,612		82,906
一般正味財産期首残高	△ 3,031,151	3,890,265	93,846	△ 60,033	892,945	△ 50,314		842,631
一般正味財産期末残高	△ 3,031,151	2,763,765	93,846	768,761	595,239	330,298		925,537
II 指定正味財産増減の部								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高	△ 3,031,151	2,763,765	93,846	768,761	595,239	330,298		925,537

貸借対照表

令和5年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	39,413,128	225,753	39,187,375
仮払金	14,700	14,700	0
前払費用	71,300	100,000	△ 28,700
未収入金	2,030,607	1,750,770	279,837
商品	0	0	0
流 動 資 産 合 計	41,529,735	2,091,223	39,438,512
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産 合 計	0		0
(2) 特定資産			
敷金	165,000	165,000	0
出資金	10,000	10,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	175,000	175,000	0
固 定 資 産 合 計	175,000	175,000	0
資 産 合 計	41,704,735	2,266,223	39,438,512
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,048,278	932,576	1,115,702
前受金	38,131,719		38,131,719
預り金	599,201	491,016	108,185
流 動 負 債 合 計	40,779,198	1,423,592	39,355,606
2. 固定負債			
固 定 負 債 合 計	0	0	0
負 債 合 計	40,779,198	1,423,592	39,355,606
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			0
(うち特定資産への充当額)			0
2. 一般正味財産	925,537	842,631	82,906
(うち基本財産への充当額)	0		0
(うち特定資産への充当額)	0		0
正 味 財 産 合 計	925,537	842,631	82,906
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	41,704,735	2,266,223	39,438,512

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表に対する注記「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、ここでの記載を省略しております。

2. 引当金の明細

当該事項はありません。

財産目録

令和5年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産	現金(本部)	手元保管	運転資金として	30,586
	普通預金	西武信用金庫	運転資金として	18,622
	普通預金	三菱UFJ銀行／原宿支店	〃	868,941
	普通預金	三菱UFJ銀行／太森支店	〃	38,473,160
	普通預金	中央労働金庫	〃	504
	普通預金	共立信用金庫	〃	21,315
	仮払金	市県民税過払い		14,700
	前払費用	本田寛	東海支部家賃9月分	71,300
	未収入金	コミュニティービジネスサポートセンター	受託事業費	1,432,950
	未収入金	一社)こども女性ネット東海	立替通信費	597,657
流動資産合計				41,529,735
固定資産				
基本財産				
基本財産合計				0
特定資産				
特定資産合計				0
その他固定資産				
	出資金	西武信用金庫		10,000
	敷金			165,000
その他固定資産合計				175,000
固定資産合計				175,000
資 産 合 計				41,704,735
流動負債	未払金	旅費交通費・通信費他		723,278
		一社)こども女性ネット東海	未払家賃	825,000
		藤岡喜美子経費立替他	未払給与等	500,000
	預り金	源泉所得税		314,666
		源泉所得税 講師分		36,939
		社会保険料		203,096
		市県民税		44,500
	前受金	JANPIA	休眠預金未採択分	38,131,719
流動負債合計				40,779,198
固定負債				
固定負債合計				0
負 債 合 計				40,779,198
正 味 財 産				925,537

監査報告書

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

代表理事 後 房雄 殿

代表理事 田島 誠一 殿

令和 5 年 11 月 6 日

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

監事

山田 尚武

監事

小山 章 仁

監事は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上